

平成 28 年度文部科学省委託

**「ICT を活用した教育推進自治体応援事業」
(教育メディア等の普及に向けた教育委員会と
首長部局の連携に関する調査研究)**

報告書

平成 29 年 3 月

一般財団法人 日本視聴覚教育協会

目次

1. 調査研究の趣旨	2
2. 調査研究の概要	3
3. 事例報告—教育メディア等の普及に向けた教育委員会と首長部局の連携に関する事例—	10
(1) 札幌市視聴覚センターにおける視聴覚教材制作に関する連携について	10
札幌市視聴覚センター	
(2) 保育所における教育メディアの活用	11
八戸市児童科学館・視聴覚センター	
(3) ふるさと映像情報制作を通じた連携	12
北村山視聴覚教育センター	
(4) 首長部局・市民との連携における視聴覚センターの役割と業務	14
日立市視聴覚センター	
(5) 宇都宮市立視聴覚ライブラリーの視聴覚教育について	17
宇都宮市立視聴覚ライブラリー	
(6) デジタルアーカイブ事業「21世紀のデジタルプロジェクト」における保存資料の活用と連携	19
船橋市教育委員会 生涯学習部 視聴覚センター	
(7) 新採用市職員新人研修会における活用	22
長岡地域視聴覚ライブラリー	
(8) 教育メディア等を活用した岡崎市教育及び行政の取組	23
岡崎市視聴覚ライブラリー	
(9) 研修会における連携について	24
岡山市立視聴覚ライブラリー	
(10) 人権啓発ビデオの制作について	26
公益財団法人兵庫県人権啓発協会	
4. 事例報告・調査結果からの分析	28
● 教育メディア等を活用した教育の課題	28
(1) 自治体における教材・機材購入予算	28
樋口健一（新潟県立生涯学習推進センター所長）	
(2) 文部科学省選定(特別選定を含む)教材の普及・活用に向けての課題について	30
西村 稔（埼玉県春日部市視聴覚センター指導主事）	
(3) ICT活用と教育メディア等の活用	32
松田 實（全国視聴覚教育連盟専門委員長）	
● 教育メディア等をいつでもどこでも活用できるための改善策	34
(4) 教育委員会と首長部局との連携の在り方	34
毛利 靖（つくば市教育局総合教育研究所所長）	
(5) 教育メディア等の教育現場への普及の在り方	35
古谷尚律（東京都小学校視聴覚教育研究会会長・台東区立金竜小学校長）	
● 視聴覚センター・ライブラリー活用状況調査結果・事例の分析	37
吉田広毅（常葉大学教育学部教授）	
5. 調査研究の総括 近未来の公教育と視聴覚センター・ライブラリーの役割	51
平沢 茂（文教大学名誉教授）	

1. 調査研究の趣旨

文部科学省では、教育上価値が高い優れた映像作品で、学校教育等に広く利用されることが適切と認められるものを選定し、併せて教育に利用される映像作品等（以下「教育メディア等」）の質的向上に寄与することを目的として、教育映像等審査を実施している。その一方で、教育現場におけるこれらの教育映像作品等を含む教育メディア等の活用状況等については、十分に把握できていない状況である。これらの教育メディア等を、学校教育や社会教育の現場へ一層の普及を図るためには、全国に約 600 施設ある公立視聴覚センター・ライブラリー等に、教育メディア等の導入・活用状況について調査を行い、実態を把握した上で、普及・活用を検討することが必要であると考えられる。これらの施設は、自治体の条例や規則等により設置根拠が明確な施設であり、地域の教育メディア等に関する公的な施設として、住民の多様な学習に役立つ情報を提供している。

さらに昨今では、従来型の教育メディア等の利用に留まらず、一般社会での ICT の普及を踏まえ、それらを利用した新たな教育メディア等の活用も進んでいることから、教育メディア等の一層の普及を進めるためには、公立視聴覚センター・ライブラリーを所管する教育委員会のみならず、自治体の首長部局の積極的な参画が必要であると考えられる。

本事業では、教育メディア等の活用状況等の実態について、全国の視聴覚センター・ライブラリー等に対して調査するとともに、教育委員会と首長部局が綿密に連携してこれらの教育メディア等を積極的に活用している取組事例を収集し、その成果を全国の教育委員会や首長と共有し、学校教育や社会教育の現場で教育メディア等を活用することの魅力や意義、課題等について議論する場を持つことにより、今後の機運醸成を図り、教育メディア等の教育現場等への一層の普及に資することを旨とする。

<協議会（検討委員会）委員名簿>

- 委員 平沢 茂（文教大学名誉教授）（座長）
- 委員 吉田 広毅（常葉大学教育学部教授）
- 委員 市原 健一（つくば市長）代理：毛利 靖（つくば市教育局総合教育研究所長）
- 委員 樋口 健一（新潟県立生涯学習推進センター所長）
- 委員 西村 稔（埼玉県春日部市視聴覚センター指導主事）
- 委員 古谷 尚律（東京都小学校視聴覚教育研究会会長・台東区立金竜小学校長）
- 委員 松田 實（全国視聴覚教育連盟専門委員長）

2. 調査研究の概要

教育メディア等の普及促進に関する現状及び好事例、調査内容の検討・精査及び実施方法等について事務局に対して指導・助言を行うため、教育メディア等の関係者で構成される「教育メディア等普及・活用促進協議会」（検討委員会）（以下協議会（検討委員会））を組織し、以下の事業内容及び調査を実施した。

（1）教育メディア等の普及促進に関する現状及び好事例の調査

①公立視聴覚センター・ライブラリー等を対象とした活用状況調査

＜調査方法（対象・方法）＞

対象 都道府県教育委員会社会教育主管課長

方法 郵送法（都道府県教育委員会管下の市区町村教育委員会へはメールによる）

期間 平成 28 年 8 月 26 日～平成 28 年 10 月 26 日

受託者—都道府県教育委員会—市区町村教育委員会—視聴覚センター・ライブラリー—
〈郵送（紙+CD-ROM）〉

全国にある公立視聴覚センター・ライブラリー等に対して、文部科学省選定（特別選定を含む）を受けた教育メディア等の活用状況を調査した。

現在、視聴覚センター・ライブラリーは全国に約 600 施設が存在し、そのうちの 8 割の施設が教育委員会等により根拠が定められた公立視聴覚センター・ライブラリーであり、残り 2 割が任意ライブラリーとなっている。

調査方法は都道府県教育委員会から管下の市区町村教育委員会を通じて、これら全国の視聴覚センター・ライブラリーに対して、文部科学省選定（特別選定を含む）を受けた教育メディア等の活用状況について調査を行った。

＜調査項目＞

- ・総事業費、機材購入費、教材購入費（平成 27 年度実績額）
- ・教育メディア等の普及促進に関する現状
 - 文部科学省教育映像審査等制度を教材購入時の参考にしているか
 - 文部科学省選定作品の購入実績の有無（過去 3 年間）
 - 首長部局と連携した教育メディアの活用・取組の有無

その結果、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会を通じて 569 の施設から回答が寄せられた。569 施設の総事業費等平成 27 年度実績額の合計は次頁表の通りである。

その内、事業費を計上して運営している視聴覚センター・ライブラリーは 327 施設、さらに、事業費を持つ施設の中で教材購入費を計上しているのは 238 施設となっている。

文部科学省教育映像審査等制度、首長部局と連携した教育メディアの活用・取組との関する現状分析については、4. 事例報告・調査結果からの分析 ●視聴覚センター・ライブラリー活用状況調査結果・事例の分析を参照されたい。

	平成 27 年度 実績額 (千円)		
	総事業費	機材購入費	教材購入費
569 施設 合 計	785,858	28,609	141,012

	教育メディア等の普及促進に関する現状					
	総事業費 [有]		機材購入費 [有]		教材購入費 [有]	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
569 施設 合 計	327	57.47%	91	15.99%	238	41.83%

	教育メディア等の普及促進に関する現状					
	文部科学省教育映像審査等制度				首長部局と連携した教育メディアの活用・取組の有無 [有]	
	文部科学省教育映像審査等制度を教材購入時の参考にしているか [有]		文部科学省選定作品の購入実績の有無 (過去 3 年間) [有]			
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
569 施設 合 計	186	32.69%	140	24.60%	124	21.79%

②教育メディア等を製作配給する映像製作企業を対象とした情報収集

教育メディア等を製作配給する映像製作企業を対象として、教育メディア等の自治体への配給状況、視聴覚センター・ライブラリー等が首長部局の機関と連携した教育メディア等の活用事例について、文部科学省選定・特別選定を受けた教育メディア等の製作社、並びに我が国における短編映像製作企業の団体として、教育向け映像メディアを製作する企業を傘下に多く抱える公益社団法人映像文化製作者連盟を通じて、加盟の教育メディア製作社 34 社に対してメール送付による情報収集を依頼した。

<調査方法 (対象・方法) >

対象 公益社団法人映像文化製作者連盟加盟の教育メディア等映像製作企業

文部科学省選定・特別選定を受けた教育メディア等映像製作企業

方法 メール調査票送付+督促

期間 平成 28 年 11 月 9 日～平成 28 年 11 月 18 日

<調査項目>

- ・映像教材・作品の自治体への配給の有無
- ・映像教材・作品の自治体における配給先と利用機関・部署等
- ・映像教材・作品が自治体において幅広く活用されている事例の有無
- ・映像教材・作品 (映画またはDVD教材(Blue-ray・CD 含む)) の制作状況
- ・年間製作本数 (平成 25～27 年度間) (学校教育、社会教育)
- ・年間文部科学省選定作品数 (学校教育、社会教育)
- ・主な配給先 (1.学校、2.視聴覚センター・ライブラリー、3.その他の社会教育施設、4.教育委員会、5.首長部局関係部署、6.上記以外)
- ・受注作品の発注元 (複数可) (1.教育委員会関係部署、2.首長部局関係部署、3.上記以外)
- ・映像教材・作品 (映画またはDVD教材(Blue-ray・CD 含む)) の制作状況 (平成 25～27 年度間) (作品名、種別、対象、指導要領との関連/関連分野、選定年月)

その結果、34 社中 21 社より回答があった (回答率 62%)。

その内、映像教材・作品を自治体への配給有りと答えた制作社は19社、配給先と利用機関・部署等については、下記のとおりである。

	配給先	利用機関・部署等				回答数
①	教育委員会	教育委員会事務局	教育委員会所管施設・機関			13社
②	教育委員会	教育委員会事務局	教育委員会所管施設・機関	首長部局内部	首長部局所管施設・機関等	2社
③	首長部局	首長部局内部	首長部局所管施設・機関等			6社
④	首長部局	教育委員会事務局	教育委員会所管施設・機関	教育委員会事務局	教育委員会所管施設・機関	5社
⑤	その他配給先組織	地域内で幅広く利用				9社

利用状況については以下の記述がみられた。

- ・視聴覚センター・ライブラリーが所有する防災教育のDVDが、防災推進課の市民啓発事業でよく利用されている。
- ・消費生活総合センターが企画製作した消費教育DVDが消費者センターの出前講座や研修会で利用されている。
- ・視聴覚センター・ライブラリーが所有する人権教育に関するDVDが、官公庁及び企業の人事課の職員、社員の研修会や官公庁の人権課が行う市民に向けた人権啓発事業でよく利用されている。
- ・保健センターが所有する健康教育・性教育関係のDVDが、地区の学校への出張授業や保健所での健康教室などで利用されている。

視聴覚センター・ライブラリーが所有する映像教材・作品が首長部局の事業や研修に利用される事例が多くみられた。また、首長部局の機関へ配給した映像教材・作品が学校でも利用されている事例もみられた。

回答があった21社の平成25～27年度間の映像教材・作品製作本数は、学校教育462作品、社会教育235作品であった。同期間の文部科学省選定作品数は、学校教育50作品、社会教育104作品である。メディアの種別でみると映画は製作本数で46作品、文部科学省選定作品数では4作品であり、その他はDVD教材(Blue-ray・CD含む)であった。

主な配給先は1.学校:9社、2.視聴覚センター・ライブラリー:7社、3.その他の社会教育施設:7社、4.教育委員会関係部署:6社、5.首長部局関係部署:4社、6.上記以外:4社、受注作品の発注元(複数可)は、1.教育委員会関係部署:5社、2.首長部局関係部署:2社、3.上記以外:4社であった。

③視聴覚教材等を自治体に提供する企業・団体を対象とした情報収集

視聴覚教材等を自治体に提供する企業・団体として、日本視聴覚教育協会及び日本視聴覚教具連合会が実施するICT教育体験研修の展示会参加企業54社に対して、教育委員会と首長部局が綿密に連携し、教育メディア等を効果的かつ効率的に教育現場に普及している事例に関する情報収集を行った。

<調査方法（対象・方法）>

対象 日本視聴覚教育協会・日本視聴覚教具連合会主催
ICT 教育体験研修の展示会参加企業
方法 メール調査票送付＋督促
期間 平成 28 年 11 月 9 日～平成 28 年 11 月 18 日

<調査項目>

- ・映像教材・作品の自治体への提供の有無
- ・映像教材・作品の自治体における提供先と利用機関・部署等
- ・映像教材・作品が自治体において幅広く活用されている事例の有無

その結果、54 社中 31 社より回答があった（回答率 57%）。

映像教材・作品を自治体への提供有りと答えた企業は 12 社、提供先と利用機関・部署等については、下記のとおりである。

	提供先	利 用 機 関 ・ 部 署 等			回答数
①	教育委員会	教育委員会事務局	教育委員会所管 施設・機関		10 社

他の提供先はみられなかった。利用状況については、学校や教育委員会の機関へ提供したDVDや動画教材の利用についての記述にとどまり、幅広く活用されている事例は見られなかった。

④教育メディア等の普及促進に関する好事例のヒアリング

上記の情報収集で得られた結果から、教育委員会と首長部局が連携して教育メディア等を効果的・効率的に活用した取組事例有の回答があった先に対してヒアリングを行った。

<調査方法（対象・方法）>

対象 教育委員会と首長部局が連携して教育メディア等を効果的・効率的に活用した
取組事例有と回答した地方自治体（学校・機関を含む）
方法 メール送付＋電話
期間 平成 28 年 11 月 18 日～平成 28 年 12 月 10 日

事例収集に当たって下記について明らかにする必要があるため、教育メディア等を製作配給する映像製作企業の内、提供先が首長部局あるいはその他与回答した映像製作企業で、3年以内に文科省選定作品がある企業5社、同じく3年以内に文科省選定作品がない企業5社に対して実施した。

- ・教育メディア等を効果的・効率的に活用している教育委員会（学校・機関を含む）と首長部局との連携の態様（普及・活用のポイント等）
- ・事例収集における対応窓口

その結果、消費生活センターが企画し製作した消費者教育DVDが出前講座や研修会でよく利用されている事例や、視聴覚センター・ライブラリーが購入した防災教育のDVDが、防災推進課の市民啓発事業でよく利用されている事例などの話しを聞くことができたが、事例収集の対応窓口の

情報については、担当者の多忙や企業モラルの観点から事例報告は難しいとする回答が大半であった。

そうした中で、地方自治体の機関が所有する人権教育に関するDVDが、官公庁及び企業の人事課の職員・社員の研修会や自治体の人権課が市民に対して行う人権啓発事業で活発に利用されており、事例収集の対応窓口の情報についても提供可能という回答もあった。

⑤ 好事例報告書の収集

①の公立視聴覚センター・ライブラリー等を対象とした活用状況調査、及び④ヒアリングの結果をもとに、協議会（検討委員会）において、教育委員会と首長部局が綿密に連携し、教育メディア等を効果的かつ効率的に教育現場に普及している好事例を選定するために、調査対象となった教育委員会（学校・機関を含む）または自治体に対して、事例報告書の提出を依頼した。

依頼先の選定については、首長部局と連携した教育メディアの活用・取組有りと回答し、かつ教材購入時に文部科学省選定制度を参考にしている施設、または過去3年の文科省選定作品の購入実績のある施設を取り上げ、委員による検討を踏まえ、公立視聴覚センター・ライブラリー27施設に対して依頼するとともに、映像製作企業へのヒアリングをもとに、首長部局所管の1機関を加えて依頼した。

その結果、18事例の報告書が提出された。

また、広く全国の自治体に対して事例を募集した（平成28年12月26日～29年1月26日）。

< 事例報告書の記載項目 >

- 連携を中心となって担っている部署・機関
 - ・教育委員会内部及び教育委員会所管の施設・機関
 - ・首長部局内部
 - ・首長部局所管の施設・機関等
- 活用する教育メディア等（主として映像教材）
 - ・文部科学省選定
 - ・教育メディア等の製作主体
- 1. 連携事例
- 目的・経緯
- 内容
 - 2. 成果・今後の課題
 - 3. 他の自治体の参考となるポイント
 - 4. 備考（参考となる公開中のHPアドレス、写真、図表、資料等）

収集した事例報告書をもとに協議会（検討委員会）による検討の上、10事例を好事例として、本報告書に事例掲載した。

（2）調査報告書の作成・普及

教育メディア等の普及促進に関する現状及び好事例の調査で収集した内容について、様々な規模の自治体、教育委員会や学校が教育メディア等の普及を促進するために、参考となる調査報告書を作成した。

< 目次 >

1. 調査研究の趣旨

2. 調査研究の概要
3. 事例報告—教育メディア等の普及に向けた教育委員会と首長部局の連携に関する事例—
4. 事例報告・調査結果からの分析
 - 教育メディア等を活用した教育の課題
 - ・自治体における教材・機材購入予算
 - ・文部科学省選定(特別選定を含む)教材の普及・活用に向けての課題について
 - ・ICT活用と教育メディア等の活用
 - 教育メディア等をいつでもどこでも活用できるための改善策
 - ・教育委員会と首長部局との連携の在り方
 - ・教育メディア等の教育現場への普及の在り方
 - 視聴覚センター・ライブラリー活用状況調査結果・事例の分析
5. 調査研究の総括 近未来の公教育と視聴覚センター・ライブラリーの役割

協議会（検討委員会）において、調査対象となった自治体からの事例報告書を分析し、教育メディア等を活用した教育の課題、その改善策としての教育委員会と首長部局との連携の効果等について整理を行い、調査報告書としてとりまとめた。

（３）成果発表会の開催

教育メディア等の普及促進に関する現状について周知するとともに、教育メディア等の普及・活用に関する課題や改善策、今後、求められる教育メディア等の魅力について関係者が意見交換等を行い、今後の機運の醸成につなげていくために、全国の関係者を集めた成果発表会を3回開催した。

第1回 成果発表会

教育委員会と首長部局が連携して、教育メディア等を活発に活用していくことの意義や具体的な手法等について理解を深めるとともに、本調査研究を円滑に実施するための事前の情報収集を行うため、8自治体の首長から事例提供があった。

第2回 成果発表会

教育メディア等の普及促進に関する現状及び好事例の調査について中間報告を行うとともに、教育メディア等を効果的に活用するための具体的な方策について、首長、教育委員会、学識経験者、企業関係者が一堂に集まり、政策面、環境整備、情報発信、教員研修などのテーマに分かれ、それぞれの立場から事例共有するとともにディスカッションを行った。

第3回 成果発表会

本調査研究についての最終報告を行うとともに、収集した活用事例から、学識経験者による予備審査を経て、6自治体によるプレゼンテーションを実施し参加者に共有した。また今後、教育メディア等を効果的に活用していくために、自治体が抱える課題について、首長部局、教育委員会、学識経験者、企業関係者が情報交換を行った。

さらに、Webサイト等における広報活動を通じて、全国の自治体に対して広く周知し、今後の積極的な教育メディア活用に向けての機運の醸成を図った。

（４）事業の実施経過

①協議会（検討委員会）

調査研究を進めるにあたって、以下のように協議会（検討委員会）を実施した。

なお、会場はすべて一般財団法人日本視聴覚教育協会会議室（東京都港区）である。

第1回 平成28年8月15日(月)

- ・調査の実施内容・方法・実施対象の検討
- ・教育メディア等の活用状況調査等の検討

第2回 平成28年10月6日(木)

- ・視聴覚センター・ライブラリー等を対象とした活用状況調査結果検討
- ・企業・団体を対象とした情報収集内容の検討及び実施方法等の検討

小委員会 平成28年10月20日(木)

- ・情報収集の項目と方法について
- ・教育メディア等を製作配給する映像製作社を対象とした情報収集
- ・視聴覚教材等を自治体に提供する企業を対象とした情報収集

第3回 平成28年11月1日(火)

- ・映像製作社を対象とした情報収集内容の検討及び実施方法等の検討
- ・企業を対象とした情報収集内容の検討及び実施方法等の検討

第4回 平成28年12月12日(月)

- ・教育メディア等の活用状況調査について
- ・ヒアリング先・情報収集の状況について
- ・今後の方針について

第5回 平成29年1月26日(木)

- ・視聴覚センター・ライブラリー宛事例執筆依頼・回答状況について
- ・回答事例の内容について
- ・事例報告書執筆担当者(案)について
- ・今後の方針について

②成果発表会

第1回 平成28年8月3日(水) 秋葉原コンベンションホール(東京都千代田区)

第2回 平成28年10月19日(水) 機械振興会館(東京都港区)

第3回 平成29年2月22日(水) 東京国際交流館 プラザ平成(東京都江東区)

③教育委員会と首長部局が連携した教育メディア等の効果的な活用事例の選定

学識経験者・有識者にプレゼンテーション選定にかかる協力委員を依頼し、第3回の成果発表会に向けて、収集した事例から6自治体の事例を選定した。

<協力委員>

〃	(委員長) 信州大学	東原 義訓 教授
〃	文部科学省生涯学習政策局情報教育課	磯 寿生 課長
〃	横浜国立大学	野中 陽一 教授
〃	奈良教育大学	小柳和喜雄 教授
〃	一般財団法人日本視聴覚教育協会会長	生田 孝至 会長

事例選定審査 平成29年1月26日(木)～2月1日(水)

選定会議 平成29年2月2日(木) 一般財団法人日本視聴覚教育協会会議室(東京都港区) 5名の委員の選定結果を踏まえ、委員長、事務局による最終検討を行った。

3. 事例報告－教育メディア等の普及に向けた教育委員会と 首長部局の連携に関する事例－

(1) 札幌市視聴覚センターにおける視聴覚教材制作に関する連携について

札幌市視聴覚センター

- 連携の中心となる部署・機関**：視聴覚センター・ライブラリー
：区役所、まちづくりセンター
- 活用する教育メディア等**：文部科学省選定作品 無
：製作主体 視聴覚センター教材制作委員による自主制作作品

1. 連携事例

○目的・経緯

小学校3年生の社会科の副読本に、「まちの人たちがうけつぐ行事」という単元がある。札幌市には人々が受け継いできた文化財や年中行事や伝統がある。多くの人々が知っているものもあるが、ほとんどはその地域に根ざして受け継がれているものである。その一つとして、清田区の三里塚地域に伝わる「里塚小唄」を取り上げた。小唄のほとんどがプロの手になるものの中にあって、この小唄は地域のアマチュアの人の手によって作られたものである。そして、地域の人たちによって掘り起こされ、踊りが加えられ、現在まで受け継がれてきている。

「里塚小唄」を地域に広める保存会の活動と子どもたちの地域学習の様子を紹介しながら、子どもたちに地域の伝統に目を向け、継承しようとする気持ちを持たせるのを目的として制作した。

○内容

- ・「教育委員会関係として教育センター研修担当課」と「首長部局として区役所、市民文化局（まちづくりセンター）」などと連携を行った。札幌市は地域のまちづくりを担うために、まちづくりセンターを市内87カ所に設置している。このまちづくりセンターは、地元の町内会などと密接に結び付いているまちの顔となっている。このまちづくりセンターの協力も仰ぎ、保存会や学校とも連携して取材を行った。
- ・「受けつがれる伝統～里塚小唄物語」（視聴覚センター教材制作委員）（全国自作視聴覚教材コンクール社会教育部門優秀賞）として制作した。
- ・制作委員には1人5万円の謝礼金。

2. 成果・今後の課題

○成果

この映像の視聴を通して、子どもたちが自分たちの身近な地域の伝統に気づき、受け継いでいくことの大切さを学んでほしいと考え、小学校3年生の社会科学習の副読本を補完するための映像資料として活用を広めている。また、子どもたちだけではなく、地域の大人たちにも伝統を守り受け継いでいくことの大切さを伝えていく活動がこの映像制作を機に新たに広がっている。

また、新聞にも取り上げられて伝統を知ることと同時に、視聴覚センターの活動が知られることにもつながった。

○今後の課題

- ・映像制作を行う人材の育成。
- ・制作委員が全員小学校の教員であり、日常の学校業務に加えての制作であるため、負担も大きい。
- ・予算面も大幅に減ってきており、制作委員への謝礼も年々減額となっている。

3. 他の自治体の参考となるポイント

小学校社会科の学習向け教材として作成をしている。地域に伝わる歴史や文化を後世に残していきたい地域の保存会などと、それを学習して受けついでいきたい学校との相互の利害関係を結びつけるものとして制作できた。

4. 備考（参考となる公開中のHPアドレス、写真、図表、資料等）

視聴覚センターHP：

<http://chieria.slp.or.jp/archives/index.html>

「受けつがれる伝統～里塚小唄物語」：

<http://chieria.slp.or.jp/archives/gakkou/syakai02.html>

(2) 保育所における教育メディアの活用

八戸市児童科学館・視聴覚センター（青森県）

連携の中心となる部署・機関：視聴覚センター・ライブラリー
：首長部局内部（保育関係）

活用する教育メディア等：文部科学省選定作品 有
：製作主体 製作会社の自主作品

1. 連携事例

○目的・経緯

ライブラリー業務の一環として登録団体への貸出業務を行う。

○内容

保育園行事等で使用するDVD等メディアの貸出

教材名「児童文学ライブラリーたぬきの糸車」（光村図書出版）文科省選定 他

2. 成果・今後の課題

○成果

年中行事の映像メディアの活用が、幼児にとって効果的である、との感想を頂いた。

○今後の課題

より多くの団体に教育メディアを活用してもらうため、より一層の周知を図る。

3. 備考（参考となる公開中のHPアドレス、写真、図表、資料等）

http://www.kagakukan-8.com

(3) ふるさと映像情報制作を通じた連携

北村山視聴覚教育センター（山形県）

連携の中心となる部署・機関：視聴覚センター・ライブラリー

：首長部局内部（農業関係、観光関係、その他（まちづくり推進課・ブランド戦略推進課））

活用する教育メディア等：製作主体 教育委員会や首長部局から依頼を受けて制作した視聴覚センターの自作教材

1. 連携事例

○目的・経緯

地域行事や特色ある事業等を記録してDVD等のメディアに教材化し、学校教育や生涯教育等で学習教材として活用してもらうことを目的としている取り組みである。これを「ふるさと映像情報制作事業」と位置付け、約40年前から継続して行っている取り組みである。担当課等から依頼を受け行事等の記録撮影と教材制作を行っている。

○内容

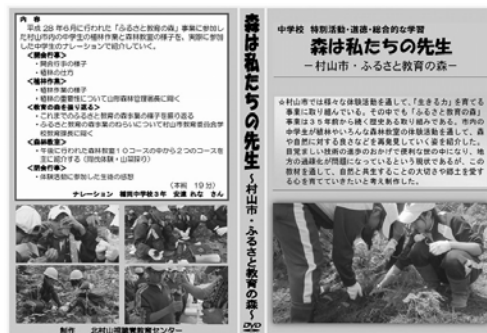
連携1

*教育委員会関係として学校教育課

*作品名 「森は私たちの先生—村山市・教育の森—」
(北村山視聴覚教育センター)

*活用場面

村山市教育委員会では体験学習を通して生きる力を育てる「GOGO!夢体験プラン」を重点事業の1つに位置づけ取り組んでいる。その中でも市内中学生を対象にした「ふるさと教育の森事業」は35年前から続く歴史ある事業である。その植林活動や森林教室などの体験活動の様子や、参加した生徒の感想を中心に教材化し、中学校等で郷土愛や自然愛を育む道徳の学習や、教育の森事業の事前学習で活用することを目的として教材制作を行った。



連携2

*首長部局として東根市

*作品名 「さくらんぼマラソン大会」 (北村山視聴覚教育センター)

*活用場面

大会を運営する東根市で、ランナーの安全確保の観点から給水所や救護所の状況等を映像で振り返り、今後の大会運営の改善に向けて活用している。



連携 3

＊ 首長部局として商工観光課・まちづくり推進課・ブランド戦略推進課

＊ 作品名「ひがしね祭」「大石田まつり」「むらやま徳内まつり」「おばなざわ花笠まつり」（北村山視聴覚教育センター）

＊ 活用場面

地域の伝統行事を記録し担当課の活用だけでなく、その記録映像を地域住民に貸出教材としており、いつでも誰でも閲覧できるようにしている。



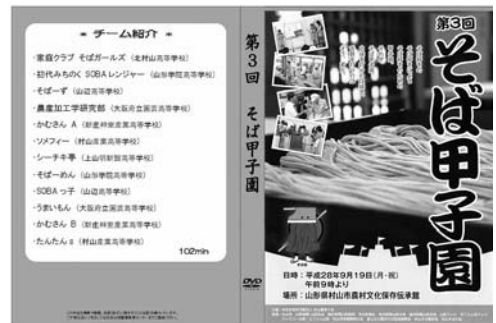
連携 4

＊ 首長部局として農林課

＊ 作品名「そば甲子園」（北村山視聴覚教育センター）

＊ 活用場面

村山市のNPO法人村山蕎麦の会と農林課が主体となって開催しているそば甲子園は、全国の高校生によるそば打ちとそば粉を使った料理の腕を競う特色あるイベントである。イベントの様子を記録し関係者のみならず、視聴覚ライブラリーとして貸出教材にしており、地域住民の方も視聴できるようにしている。



連携 5

＊ 首長部局として農林課

＊ 作品名「つや姫ができるまで」（北村山視聴覚教育センター）

＊ 活用場面

つや姫は山形県のブランド米である。小学校5年社会科の学習に稲作に関する学習があり、教科書の中につや姫栽培の記事も掲載されている。他の米との栽培方法の違いなどに触れながら、つや姫栽培農家が200日をかけてつくるつや姫の栽培について学習する教材である。農林課や農協の連携協力を得て制作した教材で、小学校の授業で活用されている。



2. 成果・今後の課題

○成果

・教育委員会や首長部局と連携することで、さまざまな地域行事の情報収集や取材・撮影の協力を得やすく、教材制作が円滑に行える。

・連携協力を得て制作した教材を関係機関の承諾を得て、北村山地区内各市町の図書館等に配布し地域住民に視聴可能にすることで、地域行事や特色ある取り組みについて、広く紹介・PRできる。

○今後の課題

- ・ふるさと映像情報制作として、教育委員会や首長部局から依頼を受けて、取材や撮影に取り組んでいるが、当センターの職員だけでは取材・撮影が困難で、地域のビデオクラブの方の協力がないと教材制作は不可能である。また、ビデオクラブの方は高齢化してきている。今後、ビデオ撮影等の協力が得られる人材の育成や人数の確保が課題である。

3. 他の自治体の参考となるポイント

- ・ボランティアサークル等協力団体の育成

(4) 首長部局・市民との連携における視聴覚センターの役割と業務

日立市視聴覚センター（茨城県）

連携の中心となる部署・機関：視聴覚センター・ライブラリー

：首長部局内部（広報公聴関係、観光関係、その他（市民活動関係））

：首長部局所管の施設等（高齢者施設、生涯学習施設）

活用する教育メディア等

：文部科学省選定作品 有

：製作主体 製作会社の自主作品

首長部局関係部署の発注による作品

自主制作作品

1. 連携事例

○目的・経緯

まず初めに日立市においては、教育委員会の所属ではあるが、視聴覚センターが市の映像制作及び提供の事業についての主たる担当課となっていることを申し上げておきたい

昭和33年の視聴覚ライブラリー設立当初は、学校教育を主とした視聴覚ライブラリーであったが、その後社会教育にも提供を始め、昭和56年に視聴覚センターとして独立してからは、市役所内での地域映像関係については、主な業務の一つとして行ってきた経緯がある。言い換えれば、教育委員会としてではなく、首長部局との連携については当初から行っていることであり、現在も同様に進めている。

事業を大きく分類すると、「映像文化振興事業」と「郷土映像制作事業」となる。

その内容は、学校及び一般市民・団体への教材機材の提供。教職員、一般市民を含めた研修会。そして映像教育を主目的とした映画会の開催。さらに郷土教材及び学校教材の制作などを中心とした業務が挙げられる。

○内容

視聴覚センターと首長部局市民活動課（国際交流及び地域交流センター）

視聴覚センターと教育委員会指導課

視聴覚センターと市長部局広報課（ケーブルテレビ番組を含む）

視聴覚センターと市長部局各課

(1)映画会

毎週実施している館内映画会のほかに年3回程度大規模の映画会を開催している。実施については、上映作品によって首長部局の担当課や市民団体との共催で開催している。上映作品の選定については、文部科学省選定作品等を中心に選定している。

主な上映作品

＜首長部局と共催＞

「アナと雪の女王」ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 文科省選定

＜図書館と共催＞

「40万冊の図書」シネマボックス 文科省選定

＜市民団体と共催＞

「舟を編む」アスミック・エース株式会社 文科省選定

「くちびるに歌を」アスミック・エース株式会社 文科省選定

「幕が上がる」東映株式会社 文科省選定

「日本のいちばん長い日」アスミック・エース株式会社 文科省選定

＜教育委員会及び市民団体と共催＞

「さとにきたらええやん」ノンデライコ

＜他市町村の協力＞

「飛べダコダ」アッシュジャパン（佐渡市観光課）

「超高速！参勤交代」松竹（福島県いわき市）

上記の映画会のほかに、小中学校(対象校41校)及び地域交流センター(対象施設23)へ出向いての上映会を開催している。上映作品については、視聴覚センター所有の教材の中から協議した上で決定している。学校での上映会は、文科省選定の教材を主に使用している。

(2)研修会

学校及び地域での研修会への教材の提供及び利用機器の操作講習会を実施している。利用機器の操作については、生涯学習施設等での自主的な上映会・研修会の開催が、教材・機材の貸出だけで対応できるように実施している。なお、実施については、使用者の使用条件に合わせるため、出来るだけ現地での指導をすることとしている。

(3)教材の自主制作

市に関係する地域教材の制作、学校教材の制作、広報に関する番組制作を行っている。市教育委員会指導課と連携し、数学と英語教材を作成した。これは地元のケーブルテレビにおいても放送を行うとともに、学校へも配布し、家庭教育に使用できるようにした。なお、ユーチューブでの配信も行っている。

その他にも、首長部局との連携により、震災証言集の作成(市内学校へ配布)、市広報映像の作成協力、市行事の記録作成を行っている。また市理科クラブとの協働により実験教材等も作成している。市広報については、使用状況に応じて再編集作業も行っている。

制作に当たっては、外部委託により制作していた時期もあったが、現在は消耗品のみの費用で職員が制作している。

2. 成果・今後の課題

○成果

(1)映画会関係

現在日立市を含めた茨城県北部には、商業的な映画館が1館も無い状況である。近隣市町村には映画館があるが、高齢者にとっては映画を見る機会が少なくなっているのが現状である。地域での映画会を開催することにより、市民のニーズに少しでも応えられるよう努力している。

平成27年度は映画会を約350回開催し、鑑賞者数は約9,000人となっている。

(2)研修会

教材・機材を使用する場所での研修実施により、その場所にあった利用上の提案も可能なため有意義な研修となっており、自主的映画会や研修会を開催する場所が増加してきている。

(3)教材の自主制作

利用に即した教材を作成するため、市役所での業務担当者や学校教員、各団体と連携して行っている。単に制作するだけでなく、その後の利用についても検討し進めている。

(4)その他

映像や関連機器については、視聴覚センターを中心として行っているため、首長部局や市民団体からの利用相談も多い。他の部署において映像記録を制作する場合においても、協議した上で、外部委託をするか内部で行うかを決定している。

内部制作の場合は、担当部署としては消耗品費のみで制作が可能となる。

首長部局においても、担当課だけで判断できない部分についてもフォローすることが出来る体制になっている。

○今後の課題

人的な問題が最重要課題と考えている。様々な要望に応え事業を展開していくためには、対応できる人が必要となっている。現在の日立市の場合には総務関係職員は、市の正規職員であるが、事業展開のために非常勤職員を数名配置している。今後も現在の体制を維持できるかが課題である。

予算面については、首長部局との連携により軽減できる部分ができるため、ほぼ予定通りの業務が進められている。ただし、機器の更新等については、更新計画を立てているが、計画通りには進んでいないのが現状である。

3. 他の自治体の参考となるポイント

すべての事業について単独での開催は難しい状況である。首長部局との連携だけでなく、地域や市民団体との連携が重要になってきている。

当方では、当然のことながら市の担当部局との連携は必要であるが、業務によっては視聴覚センターが窓口であることを認識してもらうことが重要だと考える。ただ単に共催するだけでなく、当方主催行事への協力をお願いすると共に、各団体主催の映画会・研修会への教材・機材の提供と技術協力(人的協力)をしていくことが、良好な関係を続けていく方法であろう。

4. 備考(参考となる公開中のHPアドレス、写真、図表、資料等)

日立市ホームページ

<http://www.city.hitachi.lg.jp/>

日立市視聴覚センターフェイスブック

<https://www.facebook.com/hitachiAudioVisualCente>

日立市視聴覚センターユーチューブ

https://www.youtube.com/channel/UCSEG1kjsE_-MNIiL5Z6cXFg

(5) 宇都宮市立視聴覚ライブラリーの視聴覚教育について

宇都宮市立視聴覚ライブラリー（栃木県）

連携の中心となる部署・機関：当ライブラリーは、教育委員会事務局生涯学習課に位置付けられており、宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例第2条第1項から第6項の規定に基づき、部局を問わず各所管課や関係施設・機関等と直接連絡・確認等を行いながら、事業の内容に応じて、必要な視聴覚機材・教材の貸出を行っている。

活用する教育メディア等：文部科学省選定作品 有
：製作主体 自主制作:昭和59年度から市内の小・中学校教員を委員とする「ビデオ教材制作委員会」を設置し、地域的な素材をテーマとしたビデオ教材を制作している。

1. 連携事例

○目的・経緯

昭和56年7月宇都宮市立視聴覚ライブラリーを設置して以来、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、原則として、市内に所在する学校、社会教育施設等（本市及び関係機関、大学、高等学校、小中学校等の教育機関、公共性の高い社会教育関係団体、社会福祉施設・団体、国や県並びに関係機関等）に対して、教育的な活動のために視聴覚機材及び教材並びに設置している施設及び設備（パソコン室やスタジオ等）を提供し、利用促進を図るために各種事業を行っている。

視聴覚機材・教材の利用については、特に連携の主体となる部署はなく、部局を問わず各所管課や関係施設・機関等から直接連絡を受け、相談・確認など話し合いを行いながら、事業の内容に応じて、取扱要領に基づき視聴覚機材・教材の貸出を行っている。

○内容

(1)機材・教材の利用相談、貸出事業

①視聴覚教育方法等の相談

多様化する団体の生涯学習活動に対応し、支援するため、16ミリ映画フィルムの上映、ビデオプロジェクターを介してのビデオデッキやパソコン等からの画面の投影等、様々な手段の情報を提供し、状況に応じての最適な方法を利用者とともに考え、助言・指導を行っている。

②視聴覚機材・教材の貸出

貸出期間は1週間以内（7泊8日まで）で、貸出点数は16ミリフィルム・ビデオテープ・DVD等の教材5点まで、機材については、ビデオカメラ、16ミリ映写機、液晶プロジェクター、スライド映写機、その他視聴覚関連機器等を貸出している。

(2)視聴覚機器貸出時研修

デジタルビデオカメラ、液晶プロジェクター、スライド映写機、OHPなどの様々な映像機器をはじめ、ミキサーやスピーカーなど、視聴覚機器全般について館外貸出を行う際に、機材の基本的な操作を修得してもらうことを目的に、利用者に対して貸出時に随時実施している。併せて、機材の車両への積込みまでサポートするほか、公用車を所有していない施設に対しては、現地まで機材を搬送するサービスも行っている。

(3)教材等の制作

近年、各教科の指導に準拠したビデオ教材が普及し学習指導が有効に進められている。当ライブラリーでも、学校教育及び社会教育における学習活動を支援するために、ビデオ教材の整備、充実、活用の促進を図っているが、市販のビデオ教材には、県や宇都宮市等の地域性を取り入れて制作されたものがほとんどないのが現状である。そこで、市販のビデオ教材では対応しにくい地域的な素材をテーマとしたビデオ教材を制作している。

制作にあたっては、市内の小学校教員等を委員とする「ビデオ教材制作委員会」を設置し、昭和59年度発足以来、平成28年度までに98本（小学校教育60本、小学校～中学校教育1本、中学校教育26本、社会教育11本）のビデオ教材を制作した。完成した作品は、視聴覚ライブラリーがマスターテープを保管・管理しており、利用を効果的にするために、複製DVD及び使用の手引きや指導案を付して、市内の国公私立小・(中)学校及び生涯学習センター等に配付し、利用の促進を図っている。

平成28年度は小学校教員4人に「ビデオ教材制作委員」を委嘱して、小学校教育1本の作品「宇都宮の星」（小学校理科4年 6分49秒）を制作した。

なお、制作に係る予算については、学校等に配付するためのDVDやトールケース等の消耗品費のみである。

○活用事例

- ・生活安心課：年間を通じて、小学校や自治会等で開催する交通安全教室において、活用する教材を貸出している。作品：「はなかつぱの交通安全」（東映株式会社）、
「三遊亭小遊三の高齢者の交通安全」（東映株式会社）
- ・男女共同参画課：毎年、平和親善大使の事前研修において、活用する教材を貸出している。作品：「夏服の少女たち」（NHK）
- ・管財課：職員を対象とした研修において、交通に関する教材及びプロジェクターを貸出している。作品：「ドライブレコーダーは見た！」（東映株式会社）
- ・保育園：園の年間行事の中で映画会を開催する際に、16ミリフィルム・映写機、DVD・プロジェクター等の視聴覚教材・機材を貸出している。主な作品：たのしいおはなしシリーズ「アンパンマンとばいきんまん」（株フレーベル館）、文部省選定、ウォルト・ディズニー作品ミッキーマウス（配給：日映株式会社）文部省選定
- ・生涯学習センター：講座の中で活用する教材を貸出している。主な作品：「つりばしわたれ「たぬきの糸車」（光村図書出版）
- ・市立図書館（5館）：毎月定期的に開催している映画会や事業の中で活用する教材を数十本貸出している。
- ・県立博物館：毎月開催する映画会用のDVD教材を数十本貸出している。
- ・地域映像の収集・貸出：宇都宮市内の過去の景観や伝統文化等の郷土映像資料を収集・保有し、地域のイベントや学習会などで活用する教材を貸出している。
主な作品：「石山の歌」「躍進、宇都宮」「栄えゆく都」等
- ・その他：各所管課主催の事業や各学校等において、必要とする教材や映像・音響機器等、必要に応じて貸出をしている。

2. 成果・今後の課題

○成果

- ・市主催事業の所管課が、視聴覚機材・教材を有効に活用し、毎年継続的に利用している。

- ・毎年、担当者が変わる団体でも前年度からの引き継ぎにより、継続的に視聴覚教育に係る事業に利用されている。

○今後の課題

・16ミリフィルム及び映写機の維持管理

16ミリフィルムの利用件数が減少しているところであるが、フィルムや映写機のメンテナンスを請負う業者が少ない中で、今後の維持管理が大きな課題であると考えている。

・予算の確保

視聴覚機材・教材購入に係る備品購入費の予算額が、毎年減少し、今後もますます財政状況が厳しいと予想される中で、いかに予算を確保できるかが、課題である。

また、利用団体のニーズを把握し、最新の視聴覚機材や教材を購入し、団体（部局）へ提供するとともに、視聴覚機材・教材の維持管理を適正に行っていくことが、利用促進に通じると考えている。

・人材の育成

視聴覚機材・教材に関する知識や技術等を習得するには、実務体験が伴うことであるため、育成するには時間を要とする職場である。

・利用団体の負担

利用する団体との話し合いの中で機材等の搬送サービスも行っているが、視聴覚機材や教材の予約、借りに来館、返却に再度来館するなど、これらに要する時間が負担に感じられており、継続的な利用につながらない事例もある。

3. 備考（参考となる公開中のHPアドレス、写真、図表、資料等）

教材・機材の貸出等の詳細については、下記のホームページをご参照ください。

HPアドレス：http://www.ucatv.ne.jp/~u_avl/

【参考】平成27年度団体別視聴覚教材・機材貸出件数

（6）デジタルアーカイブ事業「21世紀のデジタルプロジェクト」における保存資料の活用と連携

船橋市教育委員会 生涯学習部 視聴覚センター（千葉県）

連携の中心となる部署・機関：視聴覚センター・ライブラリー

：首長部局内部（広報公聴関係）

活用する教育メディア等：文部科学省選定作品 無

：製作主体 自主収集、自主制作

1. 連携事例

○目的・経緯

船橋市視聴覚センターでは昭和62年4月の開設以来、市の記録や各種事業、市内の風景をビデオテープに収めて保存をしてきた。その数は約1,700本に及ぶ。

また、平成12年度からは市民から寄贈された市内に残る映像や写真、市関係の保有する映像・写真をデジタル化したうえで保存するアーカイブ事業「21世紀のデジタルプロジェクト」をスタ

ートさせ、同時に広報をはじめ新聞等を通して広く市民に呼びかけ、資料の提供を呼びかけ収集を続けてきた。収集した写真等の資料は、平成 28 年 12 月末現在約 9,000 点となっている。

これらの映像や写真は市の貴重な文化遺産と位置づけ、定期的開催する企画展において市民に公開するとともに、学校教育や社会教育の現場での活用、市の主催事業、自治会や各種団体、報道関係等への提供を行っている。

なお、ビデオでの撮影やデジタル化作業はすべてセンター保有の機器で行い、事業者への業務委託等は行っていない。展示パネルや教材制作についても、作成に必要な大型プリンターを含む各種機器がセンター内に設置されている。

視聴覚センター開設以来、市の歩みを記録保存することを目的に映像の分野において首長部局との連携をとりながら業務を行ってきたが、「21 世紀のデジタルプロジェクト」のスタートを機に映像活用の分野においても連携が強まり、広報広聴関係課を中心とした首長部局における各種事業への資料提供のみならず、視聴覚センター保有の大型プリンターを含む各種機器やセンターの映像編集技術を活用した庁舎内における展示印刷物の制作、首長部局所管の施設で使用する外部委託を含めた市制作の映像への資料提供など、多岐にわたって連携協力した業務を行っている。

○内容

首長部局との連携業務には、以下の保有資料及び機器を活用して行っている。

主に中心となっているのは、広報関係であるが、その他には国際交流関係、消費生活・経済関係、教育委員会各課など多岐にわたっている。

【保有するデジタルデータ】

平成 28 年度 12 月末現在の保有データは以下の通りである。

1	市民からの提供（寄贈）写真	2,868 点
2	団体・企業からの提供（寄贈）写真	3,036 点
3	市関係の保有する写真	2,414 点
4	学校関係からの写真	567 点
5	その他の写真	135 点
	計	9,020 点

【保有する映像テープ等】

1	昭和初期のフィルム	51 本
2	広報課保有の記録フィルム	13 本
3	船橋市制作フィルム	9 本
4	船橋市視聴覚センター撮影テープ	1,701 本
	計	1,774 本

【主な保有機材】

連携に関する平成 28 年度 12 月末現在の主な保有機材は以下の通りである。

1	A 3 対応フラットベッドイメージスキャナー	1 台
2	35mm 対応フィルムスキャナー	1 台
3	B 0 対応インクジェットプリンター（10 色）	1 台
4	A 1 ノビ対応インクジェットプリンター（10 色）	1 台
5	A 2 ノビ対応インクジェットプリンター	2 台
6	ビデオ編集対応デスクトップコンピューター	1 台
7	βカムビデオ編集システム	1 式

なお、上記の古い写真だけではなく現在の記録についても、船橋市の後世に残すための大切な資料とし、関係各課と連携して収集保存を行っている。

【その他】

広報課が目の不自由な市民へ広報誌の内容をテープに録音して提供する「声の広報」の録音作業として、視聴覚センターの施設を利用している。

2. 成果・今後の課題

○成果

首長部局での展示や映像に関する事業においては、印刷物の作成を外部委託している場合が多いものと思われるが、視聴覚センターとの連携により企画から実施までの時間を大幅に短縮することが出来た。また、展示直前の修正についても弾力的に行うことが出来る。これはセンターに各種機器が設置されていることが大きな要因と考える。

船橋市において視聴覚センターは教育委員会所管の施設であり、視聴覚教材・機材の貸出業務のイメージが強いが、積極的な連携・資料提供・技術協力などにより首長部局においてもアーカイブ事業への認知度も高くなってきている。

船橋市視聴覚センターの保有する映像や写真のデータは、後世の市民に伝える貴重な文化遺産である。視聴覚センターの企画展や首長部局主催の各事業に対する市民の評価も高い。今後も首長部局の関係各課と連携を継続して行い、船橋市の魅力を発信し続けていきたい。

○今後の課題

本連携業務の特徴は、自前の機器を活用し市の歴史等に精通した担当者が機動性を持って行うことにある。今後も長く首長部局との連携を継続して行くためには、映像分野の人材の育成を図るのが不可欠である。

合わせて、今後の機器老朽化に対する更新についても計画的に予算処置を行ってゆくことが必要である。

3. 備考（参考となる公開中のHPアドレス、写真、図表、資料等）



写真1 昭和12年4月1日 船橋市市制施行



写真2 明治42年葛飾小学校（尋常高等小学校）



写真3 船橋市役所玄関内の大型プリントの展示



写真4 船橋市中央図書館での展示

(7) 新採用市職員新人研修会における活用

長岡地域視聴覚ライブラリー（新潟県）

連携の中心となる部署・機関：視聴覚センター・ライブラリー

：首長部局内部（人事課）

活用する教育メディア等：文部科学省選定作品 有

：製作主体 製作会社の自主作品

1. 連携事例

○目的・経緯

・目的

新採用市職員の資質・能力の向上

・経緯

平成25年度、市長部局人事課主催の新採用市職員新人研修会において、人権・福祉について理解を深める研修会を実施することとなった。本研修会の実施にあたり、障害を内容とした教材についての問い合わせがライブラリーにあり、それ以後、ライブラリー所有の視聴覚教材を提供しているもの。

○内容

・連携の主体となる部署・機関

「教育委員会関係として長岡地域視聴覚ライブラリー」と「市長部局として人事課」

・活用した教育メディア等の作品名・製作者名等

「障害のある人とのふれあいと人権—今まで声をかけられなかったあなたへ—」（東映株式会社）

・活用場面

新採用市職員新人研修会での利用

・活用した教育メディア等の製作意図

バリアフリー社会を目指して、障害者にとっての4つのバリア（環境・制度・情報・意識）をなくすべく、たくさんの改善が行われた。しかし、最も立ち遅れているのは意識のバリアである。街で困っている障害者を見かけても、声をかけない、関わらない。そこにあるのは、無関心と同時にどう関わってよいか分からないという知識のなさが原因とも言われている。この作品は障害者自身の言葉で、どう関わってほしいかを伝えている。また障害者のサポートの仕

方も紹介されている。「本当のバリアフリーは、心もバリアフリーから始まる」をテーマに、障害者が社会参加するために、自分たちに何が出来るかを考えるきっかけになることを目指して本作品が製作されたもの。

・教育メディア等の購入予算

毎年度約 180 万（購入費）内、本教育メディア約 5 万

・活用した市民の声・職員の声

障害については、これまで学習する機会が少なかったので分かりやすく解説されており、とてもよかった。

障害のある方の生の声が聞けて、大変参考になった。

2. 成果・今後の課題

○成果

新採用市職員は、採用後様々な部署、場面で市民と接していくことになる。障害とは何か、どのように接していったらよいか、という基本的な内容を早い段階から身に付けていかなければならない。今回の視聴覚教材の視聴を含めた人権・福祉の研修を通して、市職員としての基本的な資質・能力の向上を図ることができた。

○今後の課題

これまでは、学校関係機関や利用者からの整備要望を基に教材整備を進めてきた。今後は、それ以外の関係機関から整備要望を募る体制づくりを進める必要がある。

3. 備考（参考となる公開中のHPアドレス、写真、図表、資料等）

長岡市視聴覚センター <http://www.kome100.ne.jp/nkcenter/>

（8）教育メディア等を活用した岡崎市教育及び行政の取組

岡崎市視聴覚ライブラリー（愛知県）

連携の中心となる部署・機関：小学校・中学校

：首長部局内部（広報公聴関係）

：首長部局所管の施設等（高齢者施設、生涯学習施設）

活用する教育メディア等

：文部科学省選定作品 有

：製作主体 製作会社の自主作品

教育委員会の発注による作品

首長部局関係部署の発注による作品

視聴覚ライブラリーの自作教材

1. 連携事例

- ・市内小中学校への自作視聴覚・マルチメディア教材の提供。
- ・首長部局（広報課）が市政広報目的で運営する地元ケーブルテレビチャンネルへ、「教育番組の放映」という形での教材提供。
- ・首長部局（広報課）の製作による市政紹介ビデオの提供を受け、市内小中学校へ配付。

- ・教育委員会（社会教育課）所管の文化財発掘調査等を撮影、編集した映像教材を岡崎市広報ユーチューブに掲載している。

2. 成果・今後の課題

○成果

視覚的に理解しやすい映像教材を市政 PR や学校教育・社会教育に活用することで、行政サービスの向上や、児童・生徒の理解力等の向上につなげている。

○今後の課題

自然や街並みなどを継続的に記録する映像資料を購入しており、それらを首長部局（広報課、観光課等）にも紹介・提供し、活用を図っていきたい。

3. 他の自治体の参考となるポイント

地元に根差した自作視聴覚教材製作のノウハウを生かし製作した教材の活用を、教育委員会内だけでなく首長部局においても推進している。

(9) 研修会における連携について

岡山市立視聴覚ライブラリー

- 連携の中心となる部署・機関**：視聴覚センター・ライブラリー
：首長部局内部（子育て関係）
- 活用する教育メディア等**：文部科学省選定作品 有
：製作主体 製作会社の自主作品

1. 連携事例

岡山市 岡山っ子育成局 地域子育て支援課の事業の一つである「地域と家庭の子育て推進事業『子育て広場』」の研修会において、岡山市立視聴覚ライブラリーと連携を図ったものである。年間4回行われる研修会の第3回と第4回の研修会においてライブラリーが所有する機材やDVDソフトを役立てたものである。

・第3回研修会について

平成28年12月12日(月)に、岡山市ふれあいセンター大ホールにて岡山大学教授泉谷淑夫先生を講師に「絵本の魅力再発見！～みんなで読み解く絵本の世界～」という演題で講演が行われた。対象は「子育て広場」サポーター・スタッフ代表者等で大きなホール一杯の参加者であった。先生の描いた有名な作品をスクリーンに投影しながら行う講演で、特に画質の鮮明さが求められた。育成局の職員から本視聴覚ライブラリーに、大ホールのような大スクリーンに画像を鮮明に映し出すプロジェクターはないかと相談を受けた。そこで教授を招きライブラリーが所有するプロジェクターを持参し、使用方法等を説明しながらもっとも良い状態で画像を映し出すための事前研修を行った。

(使用したプロジェクター EPSON EB-6250W (6500lm))

・第4回研修会について

第3回の研修会を行うにあたり育成局の職員2名がライブラリーを訪問し打ち合わせをしているとき、ライブラリーにある多くの視聴覚教材についても説明した。このことをきっかけに第4回研修会で各子育て広場の運営についての情報交換をするにあたり、研修者全員でビデオを視聴したいという相談を受けた。「児童虐待防止」「子育て支援のポイントや課題、陥りやすい問題点、工夫等」をテーマにしたDVDビデオはないかということであった。そこでライブラリー職員がいくつかの候補ビデオを示し、実際にライブラリー内で視聴した結果、次の3作品を実際に使用することを決め使用した。

- ・子育てに希望を！ 児童虐待のない社会のために 監修 日本社会事業大学 専門職大学院 准教授 宮島 清
制作・著作 株式会社 映学社 19分 2012年 文部科学省選定
- ・子育て支援ビデオ 子育て支援に求められるもの 子育てひとりで悩まないで
監修 恵泉女学園 大学院 教授 大日向 雅美
企画・制作 株式会社 教配 26分 2006年
- ・子育て支援ビデオ 子育て不安を乗り越えて 子育て ひとりで悩まないで
監修 恵泉女学園 大学院 教授 大日向 雅美
企画・制作 株式会社 教配 22分 2006年
教育映像祭優秀映像教材選奨 優秀作品賞（ビデオの部 社会教育部門）

2. 成果・今後の課題

○成果

第3回の講演では事前研修の成果が実り、次々と映し出される鮮明な画像に対し参加者から思わず感嘆の声が漏れる場面もあった。講演者からも好評価であった。

第4回の研修会も目的とDVDビデオの内容がよくマッチしており、より深い内容の研修会を行うことができた。

○今後の課題

岡山市立視聴覚ライブラリーは教育委員会中央図書館内にある。教育委員会の他の課においてもなかなか教材内容については浸透していない。ましてや他の部局となると内容について浸透させるのはなかなか難しい。

3. 他の自治体の参考となるポイント

今回の事例で示したように、他の部局とわずかでも接点を持てれば、そのつど教材内容等について説明を行い、次の連携へ進むことができる。そこで機会あるごとに他の部局との接点を模索することが必要である。また同時に、幅広い分野で適時性のある教材をあらかじめ取り揃えておくことが大切である。そのためにも教材選定にあたっては、なるべく多くの分野から選定委員を選び豊富な情報に基づいて決定することが望ましい。

4. 備考

岡山市立視聴覚ライブラリーHP アドレス

http://www.city.okayama.jp/kyouiku/chuotoshokan/chuotoshokan_00281.html

(10) 人権啓発ビデオの制作について

公益財団法人兵庫県人権啓発協会（兵庫県）

- 連携の中心となる部署・機関**：教育委員会内部（人権教育課）
：首長部局内部（健康福祉部社会福祉局人権教育課）
：首長部局所管の施設等（公益財団法人兵庫県人権啓発協会）
- 活用する教育メディア等**：公益財団法人兵庫県人権啓発協会

1. 連携事例

○目的・経緯

兵庫県では、「人権文化をすすめる県民運動」を推進している。人権文化とは、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有様そのものである。例えば、混んだ電車やバスでお年寄りや体の不自由な人に出会ったとき、声をかけたり、自然に席を譲る行動をとったりすることであり、雨の日に車で走行中に歩行者に出会ったとき、車のスピードを落として泥水がかからないように相手のことを考えた行動をとることなどで、決して難しいことではない。このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが、改めて自らの在り方や生活習慣、社会的慣習などについて点検するとともに、人と人とのつながりづくりや支え合いを積極的に進めていくことが大切である。

このため、映像を用い研修会等で人々の感性に訴えかけることにより、鋭い人権感覚や豊かな人権意識を身につけるとともに、日常生活の中でだれもが人権を尊重することを当然のこととして行動に結びつけられるようになることを目的として人権啓発ビデオを制作している。

○内容

毎年度、制作にあたっては、社会情勢に応じたテーマ設定を行い、作品内容を精査した上で、人権研修に活用できる内容のビデオ作品を制作している。また、人権啓発の総合的企画を所管する「兵庫県健康福祉部社会福祉局人権推進課」及び人権教育を所管する「兵庫県教育委員会事務局人権教育課」の両課と企画の段階から連携しながら、シナリオ作成、撮影、編集等の作業を進めている。加えて、作成テーマにより、関連部署とも連携している。

- *平成18年度制作「夕映えの道」（教育映像祭優秀映像教材選奨優秀作品賞）
- *平成19年度制作「こころに咲く花」（文部科学省選定）
- *平成20年度制作「親愛なる、あなたへ」（文部科学大臣賞（最優秀作品賞））
- *平成21年度制作「あの空の向こうに」（教育映像祭優秀映像教材選奨優秀作品賞）
- *平成22年度制作「クリームパン」（法務大臣表彰優秀賞・教育映像祭優秀映像教材選奨文部科学大臣賞（最優秀作品賞））
- *平成23年度制作「桃香の自由帳」（法務大臣表彰最優秀賞・文部科学省選定）
- *平成24年度制作「ほんとの空」（法務大臣表彰優秀賞・文部科学大臣表彰優秀作品賞）
- *平成25年度制作「ヒーロー」（文部科学省選定）
- *平成26年度制作「あなたに伝えたいこと」（法務大臣表彰優秀賞・教育映像祭優秀映像教材選奨優秀作品賞）
- *平成27年度制作「ここから歩き始める」（文部科学大臣賞（最優秀作品賞）・映文連アワード2016優秀企画賞）

2. 成果・今後の課題

○成果

これまで制作してきた人権啓発ビデオはいずれも県内・県外を問わず高い評価を受けており、様々な人権研修で活用されている。また、法務省の人権啓発資料に係る法務大臣表彰も過去受賞している。

○今後の課題

さらに充実した内容の人権啓発ビデオを制作していくために、関係部署との連携をより密接なものとしていく。

3. 他の自治体の参考となるポイント

制作時の社会情勢に応じたテーマ設定が重要である。テーマ設定に応じて関係各部署との連携を密にすること。

4. 備考（参考となる公開中のHPアドレス、写真、図表、資料等）

当協会制作の人権啓発ビデオ

<http://www.hyogo-jinken.or.jp/document/video/cat/hyogo/>

平成28年度制作「風の匂い」

<http://www.hyogo-jinken.or.jp/document/video/post/%E9%A2%A8%E3%81%AE%E5%8C%82%E3%81%842016/>

平成28年度制作「風の匂い」予告編

<https://www.youtube.com/watch?v=qV-t0rWYQeM>

4. 事例報告・調査結果からの分析

●教育メディア等を活用した教育の課題

(1) 自治体における教材・機材購入予算

樋口健一（新潟県立生涯学習推進センター所長）

自治体において、重点施策として予算配分が大きいのは人口減少対策と絡む子育て・教育環境の充実や産業振興支援、健康・医療・福祉の推進、防災対策等であり、教育分野では校舎等の建築物建て替えやいじめ・不登校対策の拡充等が見られる。教育予算の中でも、社会教育関連の予算は厳しい状況であり、教材や機材の購入予算は風前の灯火と言っても過言ではない。これは、自治体の厳しい財政状況下において、公共サービスの見直しが経済的合理性という視点で進められていることを反映している。

学校教育や社会教育における映像教材は、これまで自治体単位の「視聴覚センター」や「視聴覚ライブラリー」といった公的施設が購入し、それを貸し出すという形で教育現場に提供されることが多かった。ところが、映像メディアのデジタル化が進み、インターネットによる配信という手軽な方法が一般的となるにつれ、従来型の視聴覚ライブラリーの存在意義は弱まり、予算も減少の一途をたどってきた。各ライブラリーは、16ミリフィルムや記録映像等これまでの保有財産の管理という面もあり、地方ではいくつかのライブラリーが統合して存続を図る例もあったが、それでもその減少はくい止められないでいる。

これらの全体的な状況を踏まえ、一般財団法人日本視聴覚教育協会が毎年実施している公的施設の調査をもとに、自治体における教材・機材購入予算の現状について述べる。

1. 都道府県立施設の状況

各都道府県全域を対象地域とした「視聴覚センター」や「視聴覚ライブラリー」の機能をもつ施設は、兵庫県を除き46都道府県に存在する。また、すでに移管等により図書館の所蔵資料の一部として運営されている施設もある。これらの施設の実績額についてまとめたものが表1である。

表1：都道府県立施設の視聴覚関係予算

	施設数	総事業費（千円）		教材購入費（千円）		機材購入費（千円）	
		総額	平均額	総額	平均額	総額	平均額
H20年度	50	80,253	1,672	29,537	615	3,186	66
H27年度	48	93,670	2,892	21,331	464	1,997	36
比較	-2	+13,417	+1,220	-8,206	-151	-1,189	-30

※総額は全施設の予算の総額。平均額は予算ゼロも含めた1施設あたりの平均予算額。

この7年間に「宮城県視聴覚ライブラリー」と「山梨県立視聴覚ライブラリー」は閉鎖されており、施設数は2つ減っている。教材購入費と機材購入費が総額・平均額ともに減額となっているのに対し、総事業費は総額・平均額ともに増加となっている。その要因は「秋田県生涯学習センター」が平成20年度の総事業費がゼロに対し、平成27年度は52,042千円と大幅な増額となっているこ

とや、埼玉県・東京都などにおける総事業費の増加があげられる。しかし、教材や機材の購入費はマイナスとなっていることから、総事業費は増えても、教材・機材の購入費以外に使われていることが分かる。なお、教材購入実績額がゼロの施設もあり、平成 20 年度は 50 施設中 13 施設（26%）、平成 27 年度は 48 施設中 19 施設（40%）となっている。

2. 規模別に見た予算額

各公的施設は、教材を貸出したりする対象範囲が決まっている。その対象地域の人口別に平成 27 年度実績額の平均値を表 2 に示す。

当然のように人口規模が少なくなるほど実績額も減少している。しかし、自治体の 7 割は 5 万人以下の規模と言われており、いくつかの自治体が協力して運営する事務組合や協議会では、対象とする地理的な規模が広くなり、より経費もかさむこととなる。

E 規模施設の平均教材購入額では、良質な DVD 1 枚すら購入することが難しい額である。

表 2：対象地域の規模による実績額（平成 27 年度）単位：千円

	A	B	C	D	E
総事業費	8,678	2,975	1,607	1,028	238
機材購入費	188	90	81	38	18
教材購入費	719	578	348	153	59

A：指定都市の場合
 B：A以外で対象地域内の人口が 30 万人以上の場合
 C：10 万人以上 30 万人未満の場合
 D：5 万人以上 10 万人未満の場合
 E：5 万人未満の場合

3. 公立施設数の変化

県立や市町村立のほか事務組合、協議会等による運営も含めた公立視聴覚センター・ライブラリーの施設数の変化を表 3 にまとめてみる。

表 3：規模別公立施設数の変化

	全域	A	B	C	D	E	総計
平成 21 年度	60	33	73	172	133	220	691
平成 28 年度	50	25	62	124	110	199	570
増減	-10	-8	-11	-48	-23	-21	-121

「全域」は県立のように、特に対象地域を限定していない施設を示すが、すべての規模で施設数が減少しており、総計では 7 年間で 121 施設の減少となっている。図書館への移管や施設の閉鎖等による減少であり、全体傾向で述べたとおり、利用状況や経済的合理性、対費用効果による事業見直し等の背景がうかがわれる。

また、平成 28 年度の 570 施設のうち、教材購入予算がゼロの施設数は 328（57.5%）、機材購入予算がゼロの施設数は 476（83.5%）にのぼり、半数以上の施設はこれまで保有している教材の保管や貸出しといった維持を中心とした事業となっている。

4. まとめ

以上のように、自治体における教材・機材購入予算は年々減少し、規模の小さな公的施設ほど教材購入は難しく、新作がないため貸出し実績も伸びないという悪循環に陥りがちである。そんな中、島根県では知事部局の人権同和対策課が所管する人権啓発推進センターが独自の図書ビデオライブラリーを運営しており、視聴覚センターよりも実績額が多い状況となっている。このような部署との合理的な連携を模索していくことも必要な視点である。

(資料は、一般財団法人日本視聴覚教育協会発行の「視聴覚センター・ライブラリー一覧」による)

(2) 文部科学省選定(特別選定を含む)教材の普及・活用に向けての課題について

西村 稔(埼玉県春日部市視聴覚センター指導主事)

1. 全体の傾向(視聴覚センター・ライブラリー等を対象とした活用状況調査)から

公立視聴覚センター・ライブラリー等を対象とした活用状況調査の結果を踏まえ、教育上価値が高い優れた映像作品で、学校教育等で広く利用されることが適当と認められるものを選定する文部科学省教育映像等審査制度による選定教材の普及・活用に向けての課題について述べる。

- ・ 今回の調査では 569 箇所の全国視聴覚センター・ライブラリー等から回答があり情報を得ることができた。その内、33%の視聴覚センター・ライブラリー等が、教材購入時に文部科学省教育映像等審査制度を参考にしており、26%の視聴覚センター・ライブラリー等が上記選定制度による選定作品を過去3年間に購入している。教材購入費を計上していないセンター・ライブラリー等も多くあることから、さらに分析を進める必要があるが、文部科学省教育映像等審査制度を参考にして教材購入している視聴覚センター・ライブラリー等は一定数あり、同制度による教育メディアの普及促進への高まりがあるものと考えられる。
- ・ 首長部局と連携した教育メディアの活用・取組があると答えた視聴覚センター・ライブラリー等は 22%となっている。今後の方向を示す取組であるが、首長部局と連携しての活用方法は、視聴覚センター・ライブラリー等としては受け身的な活用になると考えられる。具体的な活用場面を設定することが望ましいが、そのためには、他の部署で活用可能な映像教材等、様々な機材や資料等を事前に準備しておくなどの工夫が必要と思われる。
- ・ 例えば、他の部署との連携を図りながら適切な映像活用の促進に努めるなど、映像教材の公開及びどんな場面でどんな映像教材が必要なのかなど、年間を通しての場面設定を図るなどの工夫が求められる。
- ・ そして、全国の視聴覚センター・ライブラリー等で自主的に進めていくことが普及への促進になると考えられる。

映像製作企業を対象とした調査では、平成 25 年から 27 年度までの制作本数について調査を行った。調査は、34 社に向けて行われ 21 社から回答を得た。学校教育及び社会教育に関する映像製作を行う企業が限定されており、年間製作数のうち文部科学省選定作品数は少なく、ある程度決まった映像製作社において製作され選定を受けている。また、学校教育においては、より簡単で手軽に活用できる放送番組の活用からか、映像を利用する授業が少ないためか文部科学省選定作品数が極端に少ない。

教育メディア等の普及促進に関する好事例のヒアリングでは、主に首長部局と視聴覚センター・ライブラリーが連携した学校教育関係の映像教材の活用事例について情報収集することができた。その中でも、首長部局人事課による「人権教育」、市民活動推進課による「交通安全教育」、学校関係においては「世界自然遺産」などが活用されていた。また、福祉保健関係課では学童保育などで視聴覚センター・ライブラリーから貸出を受けたDVDを活用するなどの事例情報も集まっている。使う側の意識の高まりが最も活用することへの促進につながるが、どのようにして使う側の意識を高めていくかがこれからの大きな課題となる。このことについて、全国の視聴覚センター・ライブラリー等の工夫が求められる。

2. 普及・事例の活用の実態について

教育メディア等の普及促進に関する好事例を全国の視聴覚センター・ライブラリー等から17施設及び首長部局所管の1機関から収集できた。

事例から見られる主な実態について、以下にまとめてみる。

○連携事例の目的

- ・ 学校教育、社会教育において、郷土学習に関する映像を提供することを目的に、「映像文化振興事業」「郷土映像制作事業」として研修会や映写会などの業務を行っている。
- ・ 地域で生涯学習活動を推進する団体の活動を支援することを目的に、生涯学習支援施策の設定を行い、団体活動の促進と全体的な機運の醸成を図ることとしている。
- ・ 小中学校での教育活動で活用する自作視聴覚教材・マルチメディア教材の提供を行うために、視聴覚センター・ライブラリー業務の指定管理者として貸出業務を行っている。
- ・ 新採用職員新人研修において、特に「人権」「福祉」の理解を深めるために、視聴覚センター・ライブラリーから映像教材を貸出し研修会等で活用している。

○具体的な事例

◇映写会

- ・ 各部局との連携を図りながら、計画的な映写会を実施している。
- ・ 首長部局、図書館、教育委員会及び市民団体、他市町村の共催及び協力により行っている。
- ・ 教育委員会との連携により、文部科学省選定作品の映写会を定期的実施している。
- ・ 首長部局の主催により映写会を実施している。公民館等を会場にして小中学校及び特別支援学校に訪問して上映会を実施している。

◇研修会

- ・ 機器等の操作方法の研修会を行っている。その会場に合わせた利用ができるため、有意義な研修となっている。
- ・ 新採用者対象新人研修会において実施している。バリアフリー社会をテーマにした福祉関係の映像を上映するなど、障がい者にとってのバリアについての意識改革を行っている。
- ・ 子育てを支援する研修会での活用が行われている。現在の社会的な問題に対して、どのようにアプローチをするか、映像を通して地域の方に考えていただく。

◇デジタルアーカイブ事業として

- ・ 活用できる映像教材についてリストを作成し、整理している。いつでも、どこでも活用できるよう整理することで使用率の向上に努めている。

◇学校教育の一環として

- ・ 教育委員会と、首長部局として市民文化局等とが連携をとり、受け継がれる伝統について制作した映像教材などがあげられる。小学校3年生社会科副読本「まちの人たちがうつけつぐ行事」において地域の伝統とともに、子供たちが継承しようとする気持ちを持たせる目的で映像教材を活用した。

3. 事例からの読み取れる課題について

映像は、見てわかり、観ることで考えさせられ、診ることから次の行動へとつながる大きな役割を持っている。そのためには、次の課題への対応が求められる。

- ① 教育的に価値のある映像教材の購入が求められる。とはいえ、各視聴覚センター・ライブラリー等の事業費の減少により、映像教材の購入は難しい状況にある。そこで地域独自に映像教材の作成に取り組むことも必要であろう。
- ② 教育メディアの活用促進については、より市民に分かり易く知らせていくことが大切である。よく「〇〇の映像教材はありますか？」などの問い合わせがある。つまり、市民にとっては活用する前に、どん

な映像教材が揃っているか、多くの方に知らせておくことが活用促進につながると考える。活用のマニュアルの作成など、活用いただくために必要と思われる方の立場を考えた工夫を各視聴覚センター・ライブラリー等で行っていく必要がある。図書館や首長部局の中でも関連のある部局においては、事前にリストを挙げるなど、購入した側からのアプローチも求めて行くべきであろう。

(3) ICT活用と教育メディア等の活用

松田 實（全国視聴覚教育連盟専門委員長）

1. ICTの普及定着と多様化する教育メディア利用

情報環境の普及定着に伴い、PCやタブレット、スマートフォン等の情報端末を利用した情報収集や発信、交流の機会が増えている。

学校教育を始め社会教育を含む生涯学習関係等においても、ICTを活用した教育メディア利用は多様化しており、各地域でのICT環境整備と、映像や動画コンテンツ等をはじめとする教育メディア利用を進めるための対応が求められている。

2. 教育メディア関係施設におけるICT環境とその利用

1) ICT環境整備の現状

教育メディア関係施設におけるICT環境整備の実情は、一般市民や学校・社会教育関係等のニーズに対応できるような環境整備が進んでいるとは言いが、全体的に見ると、HP等による情報配信や自作映像コンテンツのデジタルアーカイブ化とネット配信等は微増傾向にあることは読み取れる。

このことは、地域の学校や社会教育関係施設での授業や研修講座等、さらに個々のICTを利用した学習機会に対応した環境整備の必要性が高まっていることを表している。

しかし、もう一步深くデータを見てみると、例えばHP等の開設は教育メディア関係施設独自のHP等を持って情報発信やコミュニケーションできる環境が整備されている所はそう多くはないようである。

つまり、教育メディア関係施設として、学習者がそれぞれの情報端末機器を使ってアーカイブ化された映像コンテンツ等を、例えばSNS（Social Networking Service）や地域のネットワーク等を利用して学習できるICTシステム等の環境整備が必要だということであろう。

2) ICTを活用した教育メディア利用

次にICTを活用した教育メディア利用に取り組むべき方向は、今回報告された事例の中にもいくつか見ることができる。

例えば、地域の大学や小中高校のメディア関係研究組織や自主サークルが、連携協力して、地域素材を映像化しデジタルアーカイブ化して、学習ニーズに対応できるようデジタル教材（DVD教材等）配布及びSNS等を利用したネット配信を行い、成果を上げているケースがある。

このシステムは、さらに学校や社会教育施設での授業や学級講座等において、電子黒板やタブレットなどの情報端末機器を活用した学習スタイルと結びついている。

3) 教育メディア（自作映像コンテンツ）の配信利用

教育メディア関係施設が連携協力して制作した自作地域映像教材の学校や社会教育施設等での教育利用に加えて、教育委員会以外の部局例えば広報課や市民課等と連携協力して、地域の行事や情報を、ケーブルテレビ放送や広報誌にQRコードを掲載し、地域の方々がスマホやタブレット等情報端末を利用することにより、いつでも映像や動画、写真情報等を視聴できるシステムを構築している事例も見られる。

情報環境が整わない施設や市民への対応という課題もあるが、ICTを活用した教育メディア利用の先端に行く試みとも云える。

3. これから取り組むべき課題

1) 教育メディア環境の整備

これからのICT環境は、学習者の主体的能動的な学習活動や研修講習等の充実を図るための教育メディア利用を効果的に行うためには、単にネット環境やICT機器等の整備に留まることなく、多様な学習ニーズに対応できる教育メディア利用のためのシステムを構築しなければならない。

主体的能動的な学習に役立つ教育メディア利用を実現させるためには、教育映像ソフトの整備や地域映像コンテンツの制作とアーカイブ化等に加え、自地域だけでなく地域間ネットワーク構築により、自作映像コンテンツの相互利用や交流学习できるネット学級講座、加えてホームラーニング等が行える環境整備(含権利処理)も必要となろう。

2) 教育メディア利用方法の改善

しかし、ここで教育メディア関係者をはじめ、学校・社会教育指導者等が心しなければならないことは、教育メディアを単なる指導や学習の道具として考えるのではなく、学習者自らが主体的に利用できるものでなければならない。

アクティブラーニングの考え方が一般化しているが、ICTを活用した教育メディア利用の原点は学習者主体の学び方の改善にあることを明らかにしておきたい。

3) 求められる教育映像ソフト等の質

スマートフォンやタブレット等の情報端末、ノートPC等の普及により、誰もがHPやSNS等を利用して、情報を効率的に入手し、コミュニケーション手段として利用するようになっている。

しかし、それらの情報は必ずしも信頼に足るものばかりとは言い切れず、フリーな状態でネット情報を利用することにより、様々な問題が生ずるケースもあるので、情報モラルやセキュリティに配慮しなければならない。

また、学校や社会教育等で利用する映像や動画等の教育ソフトは、学習に役立つものでなければならず、そこで求められるものは、教育映像ソフトやデジタル教材等の質的保証であり、信頼性の高い客観的な評価として、国が行っている選定や各教育メディア関係施設が行う教材選定がある。

4) メディアリテラシーの育成

ICTを活用した教育メディア利用を進めるにあたり、欠かせない課題として“メディアリテラシー”がある。

ICTを活用した多様なメディア利用が進むほど、メディアリテラシーは利用者には不可欠な能力であると考えられる。前項で述べたような情報環境の中で、自らが利用しようとするメディアコンテンツについて、しっかりと読み取る力やその情報を判断する力、処理し利用する力等の育成が必要である。

●教育メディア等をいつでもどこでも活用できるための改善策

(4) 教育委員会と首長部局との連携の在り方

毛利 靖（つくば市教育局総合教育研究所所長）

1. これまでの教育メディア等の学校教育や社会教育等における教育映像作品等を含む教育メディア等の導入について

これまでの教育メディア等の導入については、教育委員会予算の枠内で計上されることが多く、地方自治体の財政状況の悪化により教育委員会全体の予算が縮小するにともない教育メディア等の導入に対する予算も減少しているのが現状である。

また、インターネットの普及により、質の善し悪しはともかく映像コンテンツが容易に閲覧できる環境が整い、「教育にも、そのコンテンツを利用すれば良いのではないか」という考えも聞こえるようになってきた。

そのため、財政状況の悪化だけで無く、そうした考えにより、これまでの教育メディア等の学校教育や社会教育等における教育映像作品等を含む教育メディア等の導入がさらに減少している。

2. 教育メディア等の導入のために教育委員会と首長部局の連携の必要性について

各自治体の地域の特色を表す、遺産・歴史文化・伝統芸能・自然・まちの移り変わり・産業・教育・地理地形などを記録した優良な教育メディアのコンテンツは、子供たちの学習だけで無く、郷土の資料として大変重要である。

しかし、その多くはインターネットでは収集することはきわめて困難であり、また、教育委員会内にそのコンテンツがあるのでは無く、首長部局である社会教育部門や経済部門、農業部門、広報部門などにその教育上優良で価値あるコンテンツが所有されていることが多い。また、これまで、そのコンテンツが教育に対して有益に活用されることもあまり無いのが実態であり、教育委員会と首長部局が連携してそれらの優良コンテンツが利用できるような状態にすることが望まれる。

また、教育メディアを導入する際の予算立てについてであるが、上記でも述べたように現在の教育委員会の予算状況は厳しいものがある。また、インターネットが普及する現在の状況では、教育メディアを充実させる予算計上はさらに厳しいものとなっている。首長部局との連携を図ることにより、教育には、インターネット上にあるコンテンツだけでは不十分であり、優良なコンテンツの購入または開発する必要性があることを首長部局にも認識していただく必要があると考える。

3. 首長部局にある優良コンテンツの有効利用について

各自治体の首長部局には、各課が業務を遂行するために収集したコンテンツが多数存在する。例をあげると

- ・農業課、水産課・・・自治体の特産物（社会科で利用）、特産物の調理方法（家庭科）
- ・納税課・・・測量等のための航空写真（社会科、理科、総合的な学習の時間）
- ・観光課・・・地元の観光地、伝統行事ビデオ（社会科、音楽、総合的な学習の時間）
- ・文化財課・・・歴史・遺産（社会科、図工美術、総合的な学習の時間）
- ・広報課・・・PR ビデオ（社会科、総合的な学習の時間）

- ・総務課・・・統計データ（算数数学、社会科）
- ・道路課・・・道路地図（算数数学、社会、総合的な学習の時間）
- ・生涯学習課・・・伝統音楽、地元の芸術作品（音楽、図工美術）

これらの首長部局のコンテンツを、借用することができれば、教育に有益な教育メディアとして活用することが期待できるのではないかと考える。

4. 首長部局と教育委員会とが連携し教育メディアを活用するためには

自治体は前例がないものに対しては、なかなか許可が下りないことが多い。また、そもそも各課で所有しているコンテンツは、教育など他で利用することを考えていないため、そうした情報を各課は公開していないことが多く、実際には教育に有益なコンテンツがどこに存在しているのかわからないのが現状で、各課ごとに交渉してもなかなか進展しない。

そこで、子供たちに対して街のことをよりよく知ってもらい自分の街に愛着を持ってもらうためには、自治体が持っているコンテンツを子供たちに提供してもらうことが重要であることを、首長に理解していただき、さらに各課にも声をかけてもらえるように働きかけることが大切である。他の課も同じ取り組みをしていることがわかれば、安心してコンテンツデータの提供も行ってくれるであろうし、街のPRとしても効果が期待できる。

5. 首長部局と教育委員会が連携し、教育メディアや教育メディアを閲覧し活用するICT機器の充実を図るためには

上記でも述べたが、年々厳しくなる財政状況により多くの教育委員会の予算は縮小傾向にある。そして、教育委員会そのものには財源がないため、教育用メディアを活用するためのICT機器を導入するためには、首長の理解が不可欠となってくる。

首長に理解していただくためには、教育委員会は日頃から教育用メディアの有用性やその利用のためのICT機器が必要であることについて周知すると共に、そうした活動がひいてはまちづくりにも役立つことを提案していかなければならない。しかし、実際はなかなか首長に対して理解していただく機会を設けてもらうこと事態難しい教育委員会も多いのではないかと考える。

そこで、首長部局と教育委員会が連携して子供たちのICT環境整備を推進するために、福島県郡山市・茨城県つくば市・東京都荒川区・長野県喬木村・岐阜県岐阜市・滋賀県草津市・大阪府箕面市・佐賀県武雄市・佐賀県多久市・熊本県山江村の首長が発起人となって「全国ICT教育首長協議会」が設立された。こうした団体を活用することで、首長に対して「教育メディアを活用した学習は教育効果があり、その活用のためのICT機器を導入する必要がある」ことをスムーズに説明することができるのではないかと考える。

「全国ICT教育首長協議会」に対しても、ICT教育環境整備の中でも教育用メディアの有用性とその整備について提言する必要があるのではないかと考える。

（5）教育メディア等の教育現場への普及の在り方

古谷 尚律（東京都小学校視聴覚教育研究会会長・台東区立金竜小学校長）

1. 教育メディア等の活用状況等の実態

収集された事例から、視聴覚センター・ライブラリーが中心となって、16ミリフィルムやビデオ・DVD教材、機材を購入・保管・貸出しを行い、施設及び設備（PC室やスタジオ等）も提供している状況がみられた。センター・ライブラリーでは、文部科学省選定を受けた映像教材を購入しており、幼稚園・保育園での防犯・交通安全学習・お楽しみ会での利用や、小中学校での人権教育・平和教育・安全教育での利用、育成会での上映といった利用が多くみられた。

また小中学校の各教科の指導に準拠したビデオ教材の整備・充実、活用の促進も図っている。教材の購入にあたり、教育委員会と連携し、事前調査の実施、試写などを行い、学校・教育関係者の意見希望を反映させる等の工夫をしている。また、年間を通した運営を学校長、学校職員、公民館長、公民館職員、有識者で委員会を構成するという多角的な視野で運営しようとしており、さらに自主作品を制作している地区もみられた。

しかし、以下の課題も抱えている。

- ・ 使える教科、行事が限定されてしまう。
- ・ 市販の教材には、県や市内の地域性を取り入れて制作されたものがほとんどない。
- ・ 視聴覚教材・機材購入費の予算額が、毎年減少している。
- ・ フィルム、ビデオテープ、映写機の老朽化が進んでいる。修理などが大変難しくなっており、DVD教材、関連機器への切り替えを図っている。

2. 教育メディア等の効果的な活用状況の例

知名度や利用を促進するために、機材の貸し出しだけでなく、専門の事務局員を配置し、電話一本で学校、保育園、公民館、高齢者施設などに出向いて映画を上映するなど、人的配置の工夫を行っている。

そのほか、次のような活用状況がみられた。

・ 地域的な素材を自主制作する

小中学校教員を委員とする「教材制作委員会」を設置し、市販のビデオ教材では対応しにくい地域的な素材をテーマにしたビデオ教材を制作。完成したビデオ教材は、DVDにして使用の手引きや指導案を付して、小中学校、生涯学習センター等に配布し、利用の促進を図る。

・ 社会科教材の作成

小学校3年生社会科の副読本「町のひとたちが受け継ぐ行事」に関連して、地域活動や子供たちの地域学習の様子を紹介した教材の作成。小学校3年生の社会科の副読本を補完するための映像資料として制作、活用を広める。

・ 視聴覚教育方法の相談を受ける

16ミリ映画フィルムの上映、ビデオ等再生機、PCからのプロジェクターを通じた投映など、さまざまな情報手段の情報を利用者に提供し、状況に応じて最適な方法を利用者と共に考え助言する。また利用者に貸し出す際に、機材の基本的な操作講習を随時実施する。

3. 教育委員会と首長部局との連携による教育メディア等の活用の実態

収集された事例からは、教育委員会と首長部局関係課との連携事業のほか、地域自治会で開催する交通安全教室等での利用や、生涯学習センターの講座での利用、定期的な映画会開催での利用、また各課独自の職員研修に利用している状況も読み取れた。連携することで、さまざまな地域行事の情報収集が可能となるだけでなく、取材・撮影の協力が得やすく、作成が円滑に行えるメリットや、費用の面でも消耗品費のみで制作ができるなどの利点が報告された。

しかし、取材・撮影にはセンターの職員だけでは困難であり、地域の協力を得なければならないことや、人材育成、人員の確保が課題である。一般市民・団体への教材・機材、音響機器等を貸し出し、映画会等の開催も行っているが、利用機器についての操作が課題で、教材・機材の貸し出しだけでなく、操作者など人

的な対応が必要な場合があり、様々な要望に応え事業を展開するためには、対応できる正規職員のほか、非常勤職員の配置など、人的な問題が課題となっている。

以下、教育委員会と首長部局との連携による教育メディア等の効果的な活用例をまとめてみる。

・ ネット配信を進める

自主制作教材を地域のケーブルテレビにおいても放送を行う。また教材として利用できる部分については学校へ配布し活用を図る。市のHPにある「YouTube 公式ページ」に搭載し、ネットを利用した24時間の視聴を可能とした地域もあった。さらに視聴覚センター・ライブラリーが制作する地域映像ニュースと広報課が制作する広報誌にQRコードを記載し、コードのリンク先から視聴できるようにしている地域もあった。

・ 首長部局と連携した教材作りを進める

小学校5年社会科の学習に稲作学習について、農林課と農協と連携協力し、ほかの米との栽培方法の違いや、栽培農家の長期間の栽培の様子について撮影し、学習する教材を作成した地域があった。さらに広報課の制作による市制紹介ビデオの提供し、市内小中学校の教科指導に役立てたり、理科クラブとの協働により、実験教材等を作成し活用している事例もみられた。

また、人権推進課と人権教育課と企画の段階から連携しながら、シナリオ作成、撮影、編集などの作業を進めて、ビデオ作品を制作している地域もあった。

・ 地域映像を記録し、デジタルアーカイブ事業を進める

地域行事の記録や市内の過去の景観や伝統文化等の郷土映像資料各種をビデオ映像に収めて、保存している。また古い写真だけでなく、現在の記録も後世に残すための大切な資料として、関係各課と連携して収集保存をし、地域のイベントや学習会で活用している地域もあった。さらに首長部局との連携により、戦災証言集の作成（市内学校への配布）、広報映像の制作協力、市の行事を記録した広報作品を再編集している地域もあった。

4. 教育メディア等の学校現場での利用普及をさらに進めるための今後の課題

16ミリフィルムでの保存のしやすさ、映像の美しさという利点はあるが、徐々に機器自体を操作できる人が減少しているという課題がある。利用する場合、映画会での操作者を派遣するなど、人的な支援や操作研修等の人材育成を行う必要がある。

小中学校での教科指導の中では、地域学習での教材が不足しがちである。教員自体が地域について知識が不足しているという課題もある。特に古くから使われてきた道具類や実際にそれを使用している映像、町の移り変わりを比較できる映像など、なかなか収集できないことが多い。そのような際に、学習のめあてに即した地域教材や地域の人たちのインタビュー、時間的地理的に参加できない行事の映像は貴重である。今後ますます、記録・保存が期待される。

生活様式が変化し、機器の発達により、ネットを利用した視聴が可能となっている。地域住民にとって、情報をいつでもどこでも入手できるという利点があることから、ネット配信は今後も期待されると思われる。また、小中学校でもICT機器の導入から、授業時間に合わせた準備も可能となり、活用も広がるものと考えられる。

● 視聴覚センター・ライブラリー活用状況調査結果・事例の分析

吉田広毅（常葉大学教育学部教授）

1. 教育メディア等の活用状況調査結果の分析

全国の公立視聴覚センター・ライブラリー600余施設を対象として、視聴覚センター・ライブラリーにおける教育メディア等の活用状況を調査した結果、570件の回答が集まった。うち、1件は組織編成が他の施設と重複しており、回答も同一の内容であったことから、分析から除外することとした。よって、以下569件の回答を分析することとする。

1) 教育メディア等の活用に関する事業費の状況

569の公立視聴覚センター・ライブラリーが平成27年度の総事業費及び視聴覚機材、視聴覚教材の購入に充てた費用を集計した結果を表1に示す。

結果、総事業費について、57.47%の施設が事業費を計上している一方で、42.00%もの施設が事業費を計上していないことが示された。そのため、事業費の有無も加味した上で機器、教材の購入状況をしなければ、公立視聴覚センター・ライブラリーにおける教育メディア等の活用の実態を露わにすることは困難であると予想される。そこで、事業費を計上している施設に限定した機器及び教材購入費の状況を集計した(表2参照)。なお、事業費を計上している施設に限ってみると、総事業費の平均値は2,410,000円であった。

視聴覚機材購入費について、全体ではわずか15.99%の施設しか視聴覚機材購入費を計上していないことが示された。事業費を計上している326施設に限ってみても、視聴覚機材購入費を計上している施設は27.83%と決して高くはない。なお、事業費を計上している施設における機材購入費の平均値は90,000円、機材購入費を計上している91施設に限った機材購入費の平均値は320,000円であった。

視聴覚教材購入費について、全体では41.83%と半数以下の施設しか視聴覚教材購入費を計上していないことが示された。ただし、事業費を計上している施設に限ってみると、72.78%とほとんどの施設が視聴覚教材購入費を計上している。なお、事業費を計上している施設における教材購入費の平均値は433,000円、教材購入費を計上している238施設に限った教材購入費の平均値は592,000円であった。

表1 教育メディア等の活用に関する事業の状況(全数)

	総事業費		機材購入費		教材購入費	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合
1,000,000円以上	116	20.39%	3	0.53%	46	8.08%
100,000～999,999円	172	30.23%	51	8.96%	165	29.00%
100,000円未満	39	6.85%	37	6.50%	27	4.75%
事業費有計	327	57.47%	91	15.99%	238	41.83%
事業費無し	239	42.00%	475	83.48%	328	57.64%
無回答	3	0.53%	3	0.53%	3	0.53%
合計	569	7.38%	569	7.03%	569	100.00%

表 2 教育メディア等の活用に関する事業の状況（事業費を計上している施設）

	機材購入費		教材購入費	
	度数	割合	度数	割合
1,000,000 円以上	3	0.92%	46	14.07%
100,000～999,999 円	51	15.60%	165	50.46%
100,000 円未満	37	11.31%	27	8.26%
事業費有計	91	27.83%	238	72.78%
事業費無し	236	72.17%	89	27.22%
合計	327	100.00%	327	100.00%

ついで、事業費を計上している 327 施設に限った事業費に対する教材購入費と教材購入費の状況を集計した（表 3 参照）。

結果、機材購入費については、事業費に対する割合が 0%であるという施設が 72.17%と大半であった。事業費の 3 割以上、機材購入費を計上している施設は 6.12%と少ない。

教材購入費については、事業予算の半分以上を教材費に充てているという施設が 42.33%と多い。事業費を計上している施設のうち、15.64%が事業費のすべてを教材費に充てているという結果が示されたのは興味深い。なお、事業費のすべてを教材費に計上している施設での教材購入費の平均値は 482,000 円であった。

表 3 事業費に対する機材購入費、教材購入費の状況

	機材購入費		教材購入費	
	度数	割合	度数	割合
100%	0	0.00%	51	15.64%
70.00%～99.99%	5	1.53%	61	18.71%
50.00%～69.99%	7	2.14%	26	7.98%
30.00%～49.99%	8	2.45%	35	10.74%
10.00%～29.99%	32	9.79%	41	12.58%
0.01%～9.99%	39	11.93%	24	7.36%
0%	236	72.17%	89	27.30%
合計	327	100.31%	327	100.31%

2) 教育メディア等の普及促進に関する現状

公立視聴覚センター・ライブラリーを対象として、①文部科学省教育映像等審査制度によって選定された作品であるかどうかを教材購入の際に参考に行っているかどうか、②文部科学省教育映像等審査制度によって選定された作品を過去 3 年間に購入した実績があるかどうか、③首長部局と連携した教育メディアの活用や取組みを行っているか否かについて回答を求めた。その集計結果を表 4 に示す。

調査の結果、文部科学省選定作品であるかどうかを教材購入時の参考に行っている施設は 32.69%と決して高くないことが示された。また、文部科学省選定作品を過去 3 年間に購入した施設も 24.60%に留まるという結果であった。首長部局と連携した教育メディアの活用や取組みを行っているという施設も 21.79%と少ない。

表 4 教育メディア等の普及促進に関する現状（全数）

	文部科学省選定を教材購入時の参考になっているか		文部科学省選定作品の購入実績の有無(過去3年間)		首長部局と連携した教育メディアの活用・取組みの有無	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合
有り	186	32.69%	140	24.60%	124	21.79%
無し	370	65.03%	418	73.46%	433	76.10%
無回答	13	2.28%	11	1.93%	12	2.11%
合計	569	100.00%	569	100.00%	569	100.00%

ただし、事業費を計上していない施設については、文部科学省選定教材を実際に購入したり、購入時に参照したりするとは考えづらい。そこで、事業予算を計上している 327 施設に限定して教育メディア等の普及促進に関する現状に関する回答を集計した（表 5 参照）。

結果、事業予算を計上している施設では、文部科学省選定作品であるかどうかを教材購入時の参考にしている施設は 45.87%と半数近くにのぼった。また、文部科学省選定作品を過去 3 年間に購入した施設は 40.98%、首長部局と連携した教育メディアの活用や取組みを行っているという施設は 31.50%であった。

表 5 教育メディア等の普及促進に関する現状（事業費を計上している施設）

	文部科学省選定を教材購入時の参考になっているか		文部科学省選定作品の購入実績の有無(過去3年間)		首長部局と連携した教育メディアの活用・取組みの有無	
	度数	割合	度数	割合	度数	割合
有り	150	45.87%	134	40.98%	103	31.50%
無し	175	53.52%	191	58.41%	221	67.58%
無回答	2	0.61%	2	0.61%	3	0.92%
合計	327	100.00%	327	100.00%	327	100.00%

ついで、文部科学省選定作品であるかどうかを教材購入時の参考にしているかどうかという回答と文部科学省選定作品の購入実績とをクロス集計した（表 6 参照）。

結果、文部科学省選定作品であることを教材購入時の参考にしているという 186 施設のうち 54.30%にのぼる施設が、事業費を計上している 150 施設に限っていえば 67.33%にのぼる施設が実際に文部科学省選定作品を購入していることが示された。日頃から文部科学省選定作品に関する情報を参照している施設は、教材の購入に関する動機が高いことが予想される。実際、教材購入時に文部科学省選定作品であるかどうかを参考にしている施設のうち、事業費を計上している 150 施設の平成 27 年度の教材購入費の平均値は 3,181,000 円と全体の平均値よりかなり高い。そういった施設に対して、質が担保された教材に関する情報を提供することは重要であり、その意味で文部科学省による教育映像審査制度の果たす役割は大きいといえる。

文部科学省選定作品を過去 3 年間の購入した 140 施設のうち文部科学省選定作品であるかどうかを教材購入時の参考にしているという施設は 72.14%、事業費を計上している 134 施設に限っていえば 75.37%と高い。対象の施設は実際に文部科学省選定作品を購入しているため、この結果は自然なことではある。ただし、文部科学省選定作品を過去 3 年間に購入した施設のうち、平成 27 年度に事業費を計上している 134 施設における教材購入費の平均値は 689,000 円と全体の平均値

より高いものの、文部科学省選定であることを教材購入時の参考にしている事業費を計上している150施設における教材購入費3,181,000円と比べるとかなり低い。この結果から、限られた予算で可能な限り良質な教材を購入しなければならない状況にあって、文部科学省による教育映像等審査制度は教材購入の指標、あるいは教材購入のための予算措置の根拠となっているものと予想される。

表6 文部科学省選定の参照状況と購入実績のクロス集計結果

	全体	うち文部科学省選定 作品を購入		うち文部科学省選定 を教材購入時に参照	
		度数	割合	度数	割合
文部科学省選定を教材購入時の 参考にしている施設全体	186	101	54.30%		
文部科学省選定を教材購入時の参 考にしている施設(事業費有)	150	101	67.33%		
文部科学省選定作品を過去3年間 に購入している施設	140			101	72.14%
文部科学省選定作品を過去3年間 に購入している施設(事業費有)	134			101	75.37%

次に、①施設の種別及び規模と首長部局と連携した教育メディアの活用や取組みの状況(表7参照)、そして、②事業費の規模と首長部局と連携した教育メディアの活用や取組みの状況(表8参照)とをそれぞれクロス集計した。

結果、施設の種別及び規模について、首長部局と連携した教育メディア活用を行っていない施設のうち視聴覚センターは9.24%に留まるのに対し、首長部局と連携した教育メディア活用を行っている施設のうち視聴覚センターは23.39%にのぼることが示された。また、首長部局と連携している施設のうち人口10万人未満の都市の視聴覚ライブラリーは36.29%に過ぎないが、首長部局と連携していない施設のうち人口10万人未満の都市の視聴覚ライブラリーは60.51%にのぼった。

事業費の規模について、首長部局と連携した教育メディアの活用を行っている施設のうち事業費が100万円以上の施設は38.71%であるのに対して、首長部局と連携していない施設では15.48%にとどまるという結果であった。また、首長部局と連携した教育メディアの活用を行っている施設の事業費の平均値は3,482,000円であったのに対して、首長部局と連携していない施設の事業費の平均値は810,000円と大きな差があった。

以上から、視聴覚センターや人口規模、予算規模の大きい視聴覚ライブラリーが拠点となり、首長部局と連携した教育メディア等の普及と利用促進を行っているものと予想される。そこで、今後、地域における教育メディア等の普及をさらに進めるには、視聴覚センターや人口規模、予算規模の大きい視聴覚ライブラリーがハブ施設となり、優れた教材・作品に関する情報を周知・広報したり、教材・作品を共通利用できる仕組みを構築し教材・作品を配布したりすることが望まれる。

表 7 施設の種別、規模に応じた首長部局と連携した教育メディア活用の状況

	首長部局と連携した教育メディアの活用有		首長部局と連携した教育メディアの活用無	
	度数	割合	度数	割合
視聴覚センター	29	23.39%	40	9.24%
都道府県、政令市、中核市、特例市等の視聴覚ライブラリー	30	24.19%	86	19.86%
人口 10 万人～20 万人の都市の視聴覚ライブラリー	20	16.13%	45	10.39%
その他の視聴覚ライブラリー	45	36.29%	262	60.51%
合計	124	100.00%	433	100.00%

表 8 事業費の規模に応じた首長部局と連携した教育メディア活用の状況

	首長部局と連携した教育メディアの活用有		首長部局と連携した教育メディアの活用無	
	度数	割合	度数	割合
10,000,000 円以上	10	8.06%	6	1.39%
1,000,000～9,999,999 円	38	30.65%	61	14.09%
100,000～999,999 円	48	38.71%	122	28.18%
1,000～100,000 円	7	5.65%	32	7.39%
事業費無し	21	16.94%	212	48.96%
合計	124	100.00%	433	100.00%
事業費の平均値	3,482,000 円		810,000 円	

2. 映像教材・作品を製作配給している企業及び視聴覚教材等を提供している企業・団体を対象とした調査結果の分析

教育メディア等を製作配給している映像製作企業（以下、映像制作会社と略記する）34 社、及び視聴覚教材等を自治体に提供する企業・団体（以下、視聴覚教材制作会社と略記する）54 社を対象として、教育メディア等の普及促進に関する現状と好事例に関する調査を実施した結果、映像制作会社 21 社、視聴覚教材制作会社 31 社から回答を得た。以下、あわせた 52 件の回答を分析する。

回答が寄せられた 21 件のうち、自治体に映像教材・作品を配給している映像制作会社は 19 件あった。割合としては、回答のうち 90.48%の映像制作会社が自治体に映像教材・作品を配給しているという結果であった。一方、視聴覚教材制作会社から寄せられた 31 件の回答のうち、自治体に映像教材・作品を提供していると回答したのは 12 件、割合にすると 38.71%であった。

ついで、自治体に映像教材・作品を提供している映像製作会社 19 社と視聴覚教材制作会社 12 社に映像教材・作品の提供先と利用状況を尋ねた(表 9、表 10 参照)。結果、映像製作会社(68.42%)、視聴覚教材制作会社(83.33%)ともに、多くの会社が教育委員会に教材・作品を提供しており、その教材作品は教育委員会事務局ならびに教育委員会が所管する施設・機関で利用されていることが示された。特に、視聴覚教材制作会社についていえば、無回答を除くすべての回答が「教育委員会に提供した映像教材・作品が教育委員会事務局ならびに教育委員会が所管する施設・機関で利用されている」であった。興味深いのは、「首長部局に提供した映像教材・作品が首長部局関連の施設・機関だけでなく、教育委員会関連の施設・機関でも利用されている」と回答した映像製作会社が 26.32%あること、また、「提携先の組織を軸として、提供した映像教材・作品が地域内で幅広く利用されている」と回答した映像製作会社が 47.37%あることである。映像教材・作品の製作会社と首長部局と教材・作品を利用する施設・機関との連携が今後の地域での教育メディア等の普及促進のカギとなるのではないかと。

表 9 映像教材・作品の提供先と利用状況(映像製作会社対象、複数回答可、n=19)

	度数	割合
教育委員会に提供した映像教材・作品が教育委員会関連の施設・機関で利用されている。	13	68.42%
教育委員会に提供した映像教材・作品が教育委員会関連の施設・機関だけでなく、首長部局関連の施設・機関でも利用されている。	2	10.53%
首長部局に提供した映像教材・作品が首長部局関連の施設・機関で利用されている。	6	31.58%
首長部局に提供した映像教材・作品が首長部局関連の施設・機関だけでなく、教育委員会関連の施設・機関でも利用されている。	5	26.32%
提携先の組織を軸として、提供した映像教材・作品が地域内で幅広く利用されている。	9	47.37%
無回答	1	5.26%

表 10 映像教材・作品の提供先と利用状況(視聴覚教材製作会社対象、複数回答可、n=12)

	度数	割合
教育委員会に提供した映像教材・作品が教育委員会関連の施設・機関で利用されている。	10	83.33%
教育委員会に提供した映像教材・作品が教育委員会関連の施設・機関だけでなく、首長部局関連の施設・機関でも利用されている。	0	0.00%
首長部局に提供した映像教材・作品が首長部局関連の施設・機関で利用されている。	0	0.00%
首長部局に提供した映像教材・作品が首長部局関連の施設・機関だけでなく、教育委員会関連の施設・機関でも利用されている。	0	0.00%
提携先の組織を軸として、提供した映像教材・作品が地域内で幅広く利用されている。	0	0.00%
無回答	2	16.67%

より詳細な分析を試みるべく、自由記述の回答を分節に分けた上で、映像教材・作品の①提供・販売先、②内容、③利用先、④用途の4つのカテゴリーに関する内容を記述している部分を抽出し、KJ法によって分類、記述数を集計した。その結果を表11～18に示す。

自由記述の回答を分類した結果、映像製作会社、視聴覚教材制作会社、それぞれの映像教材・作品の利用の形態に一定の傾向がみられた。

映像製作会社の教材・作品は、一般的には視聴覚センター・ライブラリーに提供・販売され、学校、社会教育施設、公官庁など地域で幅広く活用されていることが示された。その利用先が多様であることから、教材・作品の内容も人権教育、交通安全教育など多岐に分かれ、用途も教職員研修、上映会、授業での活用など様々である。

一方、視聴覚教材制作会社の教材・作品は、一般的には教育委員会事務局または教育委員会所管の施設・機関に提供・販売され、学校で利用されていることが示唆される。教材・作品の内容は、教科の授業に合致した内容、またはICT活用教育など学校での現代的な課題に対応した内容が主である。それが学校の授業または教職員の研修で利用されているという実態が示唆された。

表 11 映像教材・作品の提供・販売先（映像製作会社対象）

	記述数
視聴覚 CL	11
保健センター	1
教育委員会	1
福祉保健関係課	1
農業関連部署	1

表 12 映像教材・作品の利用先（映像製作会社対象）

	記述数
小中高等学校	6
保育園・幼稚園	3
人事課	2
市民活動推進課	2
大学・専門学校	2
警察署等	2
学校	1
保健所	1
男女平等参画課	1
広聴広報課	1
消費者センター	1
視聴覚 CL	1
高齢者施設	1
図書館	1

表 13 映像教材・作品の内容（映像製作会社対象）

	記述数
人権教育	4
交通安全教育	2
健康教育	1
防災教育	1
消費教育	1
伝統文化	1
自然教育	1
防犯	1

表 14 映像教材・作品の用途（映像製作会社対象）

	記述数
研修会	8
上映会	5
学校での授業等	4
市民啓発事業	3
社会教育講座	1
広報活動	1
施設等での個人視聴	1

表 15 映像教材・作品の提供・販売先（視聴覚教材製作会社対象）

	記述数
教育委員会	2
小中高等学校	1
教育研究所・センター	1

表 16 映像教材・作品の利用先（視聴覚教材製作会社対象）

	記述数
小中高等学校	1

表 17 映像教材・作品の内容（視聴覚教材製作会社対象）

	記述数
各科教育	4
ICT活用教育	2
情報モラル	1

表 18 映像教材・作品の用途（視聴覚教材製作会社対象）

	記述数
学校での授業等	5
研修会	2

先述の映像教材・作品の提供先と利用状況とあわせて考察すると、社会教育に関しては、視聴覚センター・ライブラリーがハブ施設となり、首長部局と連携を図りながら地域のメディア等の活用を進める普及モデルが考えられる。一方で、学校教育に関しては、教育委員会がハブとなり、学校でのメディア等の活用を進めるのが現実的であろう。

3. 教育メディアの普及に向けた教育委員会と首長部局の連携に関する事例の分析

1) 教育メディアを活用した教育委員会と首長部局との連携の類型

教育メディア等を活用した教育委員会と首長部局の連携に関する14の事例（回答事例数は18）における連携の形態を①連携先、②文部科学省選定作品の有無、そして、③教材・作品の制作主体によって類型化した（表19参照）。まず、各事例での教育委員会の連携先、文部科学省選定作品の有無、教材・作品の制作主体についての回答を「○」に変換して集計した。

表 19 教育メディアを活用した教育委員会と首長部局との連携の類型

ID		6	10	13	9	2	11	1	3	5	12	4	7	8	14
教育委員会及び所管の施設・機関	教育委員会内部	○													
	小学校		○	○	○										
	中学校		○	○	○										
	高等学校			○											
	特別支援学校			○	○										
	視聴覚 CL							○	○	○	○	○	○	○	
	図書館			○											
	生涯学習施設			○											
	その他			○											
首長部局内部	広報広聴関係		○							○	○	○			
	健康保健関係														
	交通安全関係														
	保育関係				○	○									
	高齢者関係				○										
	商業工業関係														
	農業関係								○						
	観光関係								○			○			
	その他						子育て		まちづくり			市民活動		雇用対策	人権
首長部局所管の施設・機関等	高齢者施設		○									○	○		
	青少年関係施設														
	生涯学習施設		○	○								○			
	芸術関係施設														
	交通関係施設														
	その他								まちづくり						
文部科学省選定作品の有無		○	○	○	○	○	○					○			
製作主体	製作会社の作品		○	○	○	○	○					○	○		
	教委の発注による		○										○		
	首長部局発注による		○									○	○		
	自主製作		○					○	○	○	○	○			
	その他														○

集計の結果、教育メディア等を活用した教育委員会と首長部局の連携の形態は、①学校との連携を図っている「学校教育充実群」（事例 6、9、10、13）、②保育、子育て関連部局等との連携を図っている「就学前教育充実群」（事例 2、9、11）、③広報広聴、観光、まちづくりに関連した部局等との連携を図っている「地域活性化群」（事例 1、3、4、5、12）、④高齢者施設との連携を図っている「高齢者支援充実群」（事例 4、7）、そして、⑤いずれのパターンにも当てはまらない「その他」（事例 8、14）の 5 つのタイプに分類されることが示唆された。

ついで、連携先のタイプによって活用されている教育メディア等のパターンをみた。その結果、連携先のタイプによって活用されている教育メディア等に一定の傾向がみられた。「学校教育充実群」は、製作会社が製作した文部科学省選定作品を活用している傾向が示された。「就学前教育充実群」も製作会社が製作した文部科学省選定作品を活用している傾向がみられた。「地域活性化群」は、視聴覚センター・ライブラリーと連携を図りながら、視聴覚センター・ライブラリーまたは施設と関連のある市民団体等が自主制作した作品を活用している傾向が示された。「高齢者支援充実群」は、視聴覚センター・ライブラリーと連携を図りながら、製作会社が製作した作品や首長部局の発注による作品を主として活用している傾向がみられた。なお「その他」の事例については、教育メディア等の活用に特に傾向はみられなかった。

連携の形態の類型化から、教育メディアの普及に向けた教育委員会と首長部局の連携について、2つのカギが示された。

1点目は、文部科学省選定作品の活用についてである。事例分析の結果、「学校教育充実群」、「就学前教育充実群」のすべての事例において、文部科学省選定作品が活用されていた。このことから、学校教育及び家庭教育の充実を図るのに文部科学省選定による質の高い映像作品が役立っていることが示唆される。加えて、生涯学習施設と連携を図り教育メディア等を活用している3つの事例すべてにおいても文部科学省選定作品が活用されている。このことから、社会教育の充実や市民活動の支援の意味でも文部科学省選定による良質の映像作品が役立っていることが示唆される。すなわち、分析の結果から、学校教育、家庭教育、社会教育という教育のすべての領域において、文部科学省選定等による質保証のされた映像作品が求められていることが予想される。

2点目は、視聴覚センター・ライブラリーの活用である。事例分析の結果、「地域活性化群」、「高齢者支援充実群」の6つの事例すべてにおいて、教育委員会が視聴覚センター・ライブラリーと連携している。また、そのうち5つの事例において、視聴覚センター・ライブラリー等の自主製作作品が活用されていた。このことから、メディア活用による地域活性化や社会教育の充実を図るにあたって、視聴覚センター・ライブラリーの果たす役割が大きいことが予想される。また、ここでは、文部科学省選定作品などの汎用性の高い内容の作品よりは、地域の状況に応じてカスタマイズされた個別専門的な内容の作品が活用されている。その製作・配布の拠点として、視聴覚センター・ライブラリーに求められる役割は大きい。

2) 教育委員会と首長部局との連携による教育メディア等の活用事例の類型

教育委員会と首長部局の連携による教育メディア等の活用に関する14の事例を①活動の目的、②活用の内容、③活動の成果、そして、④作品の製作主体によって類型化した(表20参照)。ここでは、自由記述による各事例の回答を分節に分け、それをKJ法によって分類し、記述内容を「○」に変換して集計した。

表 20 教育委員会と首長部局との連携による教育メディア等の活用事例の類型

		1	3	4	5	12	7	10	6	8	9	11	14	2	13
目的	地域の伝統の継承	○	○	○	○	○	○								
	地域学習の促進	○	○	○	○	○	○	○							
	地域の団体、活動の支援						○	○	○						
	市民の交流の促進						○		○		○		○		
	地域人材の育成、学習支援							○		○	○	○	○		
	業務の効率向上、円滑化														○
内容	地域教材のデジタル・アーカイブ化				○	○	○	○							
	教材・作品の自主製作	○	○	○			○	○					○		
	地域映像のネット配信				○	○		○							
	教材・作品の上映会の開催			○	○		○		○	○	○	○	○		
	研修会・講習の実施			○			○			○	○	○	○		
	機材・教材の貸出・提供						○	○	○			○		○	○
成果	施設・機関の活動の周知・広報	○	○	○	○	○		○	○						
	地域に対する意識の涵養	○	○	○			○	○	○						
	学習成果の向上						○	○			○	○	○	○	
	利用者の増加			○	○		○		○	○	○		○		○
	関係施設、団体との連携の強化			○			○	○	○		○	○	○		
課題	メディアを製作・活用する人材の不足	○	○	○	○	○				○					
	職員の負担の大きさ	○	○	○											
	事業予算の減少または不足	○		○											
	多様なメディアへの対応				○	○					○				○
	地域で活用する教材・作品の不足							○	○	○	○				○
	首長部局との連携・調整の必要性							○		○		○	○		
	教材、活動の周知の必要性					○		○	○			○		○	○

集計の結果、教育委員会と首長部局の連携による教育メディア等の活用事例は、①地域・郷土に関する学びを深めることを目的とした「**地域学習充実群**」（事例1、3、4、5、7、10、12）、②地域における人づくり・ネットワークづくりを促進することを目的とした「**地域づくり支援群**」（事例6、7、8、9、10、11、14）、③業務の効率化、円滑化を図ることを目的とした「**業務改善志向群**」（事例2、13）の3つのタイプに分類されることが示唆された。

類型化の結果、教育委員会と首長部局の連携による教育メディア等を活用した活動の目的に応じて、活動の内容、成果、課題に一定の傾向がみられることが示された。「地域学習充実群」は、概して地域・郷土に関わる教材の製作と保存・蓄積を行っており、その結果、施設・機関の活動または施設・機関自体の地域における認知度が高まったり、地域住民の地域に対する意識が高まったりしている傾向がみられる。課題としては、人的資源の不足と財政的な問題があげられている。

「地域づくり支援群」は、主として地域における教材・作品の上映会を実施したり、研修会・講習を実施したりするなど、地域住民が集まる場を設けることに努めていることが示された。その結果、施設・機関の利用者や上映会、研修会の参加者が増えたり、関係する施設や団体との連携強化が図られたりするなど、地域との結びつきが強くなっている傾向がみられる。課題としては、上映会や研修会などで活用される良質な学習資源の不足や首長部局、地域住民との更なるネットワークづくりがあげられている。

「業務改善志向群」は、施設・機関で保有する機材・教材の貸し出し、視聴覚ライブラリー業務を主たる内容としていることが示された。成果については、施設・機関によって異なるが、課題としては、教材・作品の充実と周知とがあげられている。

事例の類型化から、教育委員会と首長部局の連携による活動は、現在、社会教育行政の機能として検討・再確認されている「学びを通じた『人づくり』、『地域づくり』」のうち、「学び」に力点を置いたものと、「人づくり」、「地域づくり」に力点を置いたものとに分かれることが示唆される。施設の形態とあわせてみると、「学び」を重視した活動を実施している施設はほとんどが視聴覚センター相当（7件中5件）であるのに対して、「人づくり」、「地域づくり」を重視した活動を行っている施設の多くは視聴覚ライブラリー相当（7件中5件）である点が興味深い。地域ごとの課題や都市規模などとあわせ、今後の地域におけるメディア等の普及促進を考える上での参考になるのではないかと思われる。

5. 調査研究の総括

近未来の公教育と視聴覚センター・ライブラリーの役割

平沢 茂（文教大学名誉教授）

本研究から見えてきた事柄を報告書の最終章として以下にまとめていこう。本項では、ICT、教育メディアという用語ではなく、映像教材という限定的な用語によって、研究のまとめをしていくこととする。理由は、本研究の柱が、視聴覚センター・ライブラリーの実態や役割、及び首長部局との連携・協力の実態や創出であるからである。視聴覚センター・ライブラリーは、今日では、教育メディア全般に係る業務を担っているとは言え、中核的業務が映像教材の整備と提供にあるからである。

以下、本研究の締めくくりとして視聴覚センター・ライブラリーの今日的役割と課題とを整理しておきたい。

（1）迷走する公教育

公教育が混迷・迷走している。根幹は公教育の理念が時代の間尺に合わなくなったことに由来する。そこから、公教育制度の迷走が始まり、当然のことながら教育行政もまた混迷の度合いを深め、教育委員会存廃論が議論されたりもする。ともあれ、混迷の実態を描写しておこう。

1. 学力観の迷走

総合的な学習の時間が段階的に施行されはじめたのは2000年である。教科横断の必要性はこの国においても、明治時代にはすでに指摘されていた。樋口勘次郎『統合主義新教授法』には、教科横断、すなわち統合主義の意味と必要性とが説かれている。しかし、教科横断主義は大正新教育としてごく一部の尋常小学校（主として私立）で実践されたのみで十分に開花することはなかった。

1947(昭和22)年、我が国初の「学習指導要領（一般編・試案）」が編まれ、公表された。この「学習指導要領」では、「自由研究」の時間が提言された。「自由研究」は、教科横断的な学習活動を意図して提言されたものである。周知のように、この「学習指導要領」は試案であったから、拘束力を持つものではなく、あくまでも、教科等の設定は学校に任されていた。残念ながら、教科横断的学習は多くの教員に十分に理解されることなく、つまり、十分な広がりを見せぬままに、1951(昭和26)年改訂の「学習指導要領(試案)」において姿を消した。代わって登場したのが「特別教育活動」である。教科指導ではない教育活動が意図されてのことだが、学校行事などの集団活動が主体の時間となっていた。

1977(昭和52)年の「学習指導要領」には、学校裁量の時間が登場したものの、教科横断的学習よりは、基礎・基本の定着のための予備的時間と把握され、教科横断的学習につながる実践はあまり見られなかった。

こうした学力観の迷走がより顕著になったのが、2000(平成12)年の「学習指導要領」に示された「総合的な学習の時間」である。「総合」の表記でわかるように、明らかに教科横断的学習が意図されていたが、これの施行とともに沸き起こったのが「学力低下」の大合唱である。特に、理数科の学力低下が指摘され、あたかもこの国の国力低下が迫っているかのような論調さえ見られた。

学力低下論の最大の問題は、学力とは何かが問われぬままに、ひたすら「学力低下」「学力低下」が連呼されたことだ。つまり、教科、特に理数科の「時間縮減」が問題視されたわけだ。教科横断

的学習が、ここに至って「学力低下」の元凶と見なされるようになったのである。これを受けて、文科省は、急ぎ「総合的な学習の時間」の縮減を行ったのである。まさに、学力観の迷走が顕在化した瞬間である。

そこに登場したのがOECDによる国際学力到達度調査PISA(Programme for International Student Assessment)の目指す学力観である。

学力低下論を声高に叫ぶ者の学力観は、概ね、知識・情報の量の多寡に由来しているようだ。これに対し、PISAの目指す学力は、現行「学習指導要領」の言う思考力・判断力・表現力とほぼ重なる。PISAによる学力調査の結果が大々的に報じられるようになって、日本の学力観は大きな転機を迎えたのである。

とは言え、なお、旧来の学力観にとらわれる人々が姿を消したわけではない。数年後にPISA型学力に基礎を置く大学の入試が始まる。PISA型学力の試験は難題で、これを危ぶむ声もあるが、今は、学力観の迷走に終止符が打たれることを期待したい。

2. 学校制度の迷走

戦後の教育改革の目玉の一つが、いわゆる6・3制である。戦前の複線型(分岐型)学校制度を廃し、単線型学校制度を構築したことである。しかし、その後、高等専門学校の設置、専修学校高等課程と大学、専修学校専門課程(いわゆる専門学校)と大学院との接続など、複線化の進行が顕著となった。さらに、中等教育学校(中高一貫)、義務教育学校(小中一貫)の設置によって、複線化はさらに進行している。

学校の設置者に関しても、企業による一条学校の設置が認められるなど、国・地方公共団体・学校法人に限定されてきた学校設置が、大きく変わった。

さらに言えば、高等学校の多様化は、もはや趨勢と言うしかない。総合制高校、単位制高校など、教育内容(主として教科)の選択肢の多様化が進行している。そればかりではない。ここ10年ほど、都立高校を視察して強く印象付けられたことがある。どこの高校でも、必ず部活の盛況ぶりがアピールされるのである。そもそも、進学高校の選択時に、子ども・保護者ともども、当該高校の部活が選択基準に加えられるのである。教育内容の選択肢の一つが部活だと言って良いのではないかと思われるほどである。部活型高校とでも言うべき実態である。多くの高校生の意識は部活メインだと言って良い。ただし、高卒の資格は得たい。ということだ。個人的には、部活高校があってもおかしくはないという印象である。

公教育の学校制度が右往左往しているのは、明治時代に確立し、それを受け継いだ日本の学校制度が、制度疲労しているからに他ならない。具合の悪い枝を見つけては応急補強する、その繰り返しで今や、この国の学校制度はつぎはぎだらけである。

3. 社会教育／生涯学習の迷走

日本における社会教育は、学校外教育として大きな役割を果たしてきた。それが、文科省の再編によって生涯学習として位置づけられ、学校外教育としての機能が霞んでしまった感がある。それだけではない。自治体の多くが社会教育担当課を廃し、生涯学習担当課として再編された。その結果、生涯学習担当課の所管業務があいまいになり、日常生活にかかる諸業務のうち、担当課がはっきりしない業務が生涯学習課に押し付けられるといったような事態が起きることとなった。

当然のことながら、生涯学習課を教育委員会事務局から首長部局に移管する自治体も現れるようになってきている。こうなると、社会教育課が担い、その後生涯学習課が担ってきた学校外教育の担い手がなくなったも同然となる。首長部局に移管された生涯学習課が担うのは「生活にかかる学習」支援に限定されがちになる。

子どもであれ、大人であれ、学校外教育の持つ意味は小さなものではない。それを担う社会教育がぼやけ、霞んでしまった。

4. 教育行政の迷走

教育行政の迷走もいろいろある。ここでは、教育委員会制度と教科書行政のみを取り上げよう。まずは、教育委員会制度の廃止論である。

確かに、教育委員会制度は戦後の導入時の理念を疾うの昔に忘れ、放置してきた。委員の選任方法、教育長による会議のリードなど、教育のレイマン・コントロールの理念は昔語りである。それなら、いっそのこと、教育委員会廃止で良いではないかという見解が生まれるのも無理からぬところだ。こうした折に、いじめ問題に関する教育委員会の対応の鈍さが喧伝され、教育委員会廃止論が生まれたわけである。廃止するのか。それとも、原点回帰するのか、ここはじっくり考えなければなるまい。

私は、教育行政の自律性を担保するためには、教育委員会制度は意義深いと考えている。ただし、導入時の自律性確保の視点と仕組みの保証が不可欠である。ただ、その場合、忘れてならないことは、縦割り行政であってはならない、ということである。教育行政の自律性を確保しつつ、一般行政との連携・協力が保証されるのでなければ、行政全般の統一性や効率化は確保されない。残念ながら、この辺りの議論は十分とは言えない。

次に、教科書行政である。教科書検定が、時の内閣によって恣意的に運用されがちだということである。

PISA 型学力は、知識・情報・価値観の教え込みではなく、子ども自身の思考力・判断力・表現力の育成を目指す。とすれば、定説とされる知識・情報であっても。その妥当性を吟味する教育こそが今求められていることになる。もとより、研究者が長い年月の研究や議論を経て紡ぎだされた定説である。素人が、まして経験の浅い子どもが、その妥当性など吟味できるはずがない。当然のことだ。知識・情報・価値観を吟味する教育とは、その知識・情報を正しいと見る者の見解、誤りと見る者の見解を併置し、教師と子ども、子ども同士で議論する教育である。

今求められる教育をこのように考えれば、教科書検定に関してもおのずと結論が得られる。少なくとも、一つの説を絶対的に正しいとする教科書は、今求められる学力とは相容れぬ教科書、ということになる。

(2) 混迷の道しるべとしての映像教材及び視聴覚センター・ライブラリー

1. 映像教材の特性と役割

戦後、GHQによってもたらされた社会教育用の映画教材は、人々に民主主義や科学的・論理的思考の重要性を認識させる原動力となった。それらの映画教材の特性は、科学的知見を基底に置きつつ、視聴する者の思考を刺激し、促す組み立てになっているものが多かった。また、利用時においては、視聴者同士の話し合いをすることで、視聴者の思考をさらに刺激し、促した。つまり、知識・情報・価値観の押しつけではなく、まさに思考・判断を促し、見解を述べる（表現）、PISA 型学力を育てていたのである。

また、知識・情報を整理して伝える教材であっても、多くの映像教材は、単に知識・情報を伝えるだけではなく、ほとんどの教材は、なぜ、そう言えるのかという理由まで解説している。これもまた、PISA 型学力につながる。

学校教育向けの教科用映像教材は、「学習指導要領」に準拠して作られることが多く、社会教育用の映像教材に比して、用途が限られることが多い。しかし、上述したように、説明型の教材であっても、思考を促す工夫が凝らされている場合が多く、現代の学力観に沿っていると言って良い。

こういうわけで、映像教材は、今望まれる学力を育てる有力な手立てを含んだ教材だと言えるのである。

2. 映像教材選定・推奨の意義

もとより、映画・映像教材のすべてが、このような理想的な教材であるわけではない。教育的価値のある映像教材を選定し、推奨するという仕組みの意義がそこにある。

文科省の映像教材の選定、日本視聴覚教育協会による映像教材のコンクール、これらは教育的価値のある作品を選定し、推奨する役割を果たしている。

インターネット時代になって、投稿映像が次々に流される時代に、こうした仕事は無意味なのか。それは真逆である。虚偽情報、インモラル、反社会的（犯罪的）映像が跋扈する時代だからこそ、何が正しく、妥当かを見極める力の涵養は教育の急務である。学校教育や社会教育の場では、そうした力の涵養をも意図した映像教材が求められているということだ。それは何も、メディア・リテラシーのための教材でなくても良い。様々な分野における、より妥当で合理的な知識・情報・価値観を含みこむ映像教材である。映像教材選定・推奨の意義は、そうした映像教材を発掘するとともに、そうした映像教材の制作を促す役割を果たすことである。

3. 視聴覚センター・ライブラリーの意義と役割

視聴覚センター・ライブラリーは、上述したような望ましい映像教材の利用促進に大きな役割を果たしてきたし、今後、いっそう、そうした役割が期待されている。しかし、予算等、運営上の課題を抱える視聴覚センター・ライブラリーも多く、こうした機能を十分に果たせない実態もある。

今回の調査で、文科省選定映像作品を活用する視聴覚センター・ライブラリーは、ある程度の予算等、運営条件が満たされているとの結果を吉田委員が報告している。超高齢社会に突入したこの国では、福祉予算の拡大で、教育予算、ことに社会教育関連の予算が大幅に減額されている。教育は福祉と同等に重きを置かれなければならない。教育は主として人間の理性や心をフォローし、福祉は主として人間の生活をフォローする。その意味で両者を切り分けることは、けっして得策ではない。視聴覚センター・ライブラリーは、教育の迷走を受け止め、新たな教育ビジョンの創生や、時代が求める教育のシステムの創生に関わることができる可能性を持つ。その理由は以下のようになる。

第一に、視聴覚センター・ライブラリーが業務の柱としてきた映像教材の整備・提供は、PISA型学力を支える業務であると言って良いからである。PISA型学力は子どもにとってのみ必要なのではない。成人にとっても必要なのである。成人になって、固定的な知識・情報を後生大事に抱え込むようでは、変化の激しい社会を生き抜くことは不可能となる。常に、思考し、判断することが求められているのである。高齢者にとっては、思考や判断、表現をすることは、脳の活性化にとっても不可欠なことだ。PISA型学力は認知症予防につながると言って良い。こうした力を伸ばすために、映像教材は、まさにうってつけなのである。

第二に、学校教育用に作られた映像教材であっても、それを学校外教育、社会教育の教材として使うことが可能だという点も重要だ。この点は、教科書も同じだが、映像教材は学校教育の内容の一部を取り出して、より具体的に、理解しやすく作られている。こうした映像教材の特性を理解して、視聴覚センター・ライブラリーが、学校外教育・社会教育の場での映像教材の利用を呼びかけることは、学校制度にかかわりのない教育を作り出すことになるであろう。視聴覚センター・ライブラリーは、つぎはぎだらけ、満身創痍の学校教育制度を優しく癒す特効薬になる可能性がある。

第三に、視聴覚センター・ライブラリーは、縦割り行政に風穴を開ける力を有するという点である。映像教材を整備し、多様な場面での利用を呼びかけることは、まさに、縦型に仕組まれた行政の組織に横糸を通すことになるからである。映像教材を使用しての学習活動は、教育委員会所管の

事業にとどまるものではない。行政のあらゆる部局が、担当業務に係る教育的事業を企画し、運営することは少なくない。こうした教育的事業において映像教材の利用が、その事業の効率を高めることは少なくないはずだ。まさに、視聴覚センター・ライブラリーの出番ではないか。どんな映像教材があるか、その映像教材はどのように利用するのが効果的か、こうした相談に乗ることもまた、視聴覚センター・ライブラリーの重要な業務であろう。視聴覚センター・ライブラリーは単なる映像教材の集積所ではない。映像教材の収集・利活用のための専門機関なのだから。こうした活動を通じて、教育委員会と首長部局との連携・協力はごく自然にはぐくまれるであろう。また、両者の連携・協力が進むことが、視聴覚センター・ライブラリーの活動を活性化させることになるであろう。

以上のように、迷走する公教育に対して、視聴覚センター・ライブラリーは、その業務を通じて、教育における普遍的な役割を果たすことが可能なのである。こうした役割は迷走する公教育の進むべき方向を指し示す力になるはずだ。

4. 視聴覚センター・ライブラリーの課題

視聴覚センター・ライブラリーには課題が多い。各委員の論考をお読みいただければ理解されるように、視聴覚センター・ライブラリーの現状は必ずしも明るいとは言えない。体質はぜい弱化し、名だけの施設も少なくない。いちいち、書かなくても良からう。施設・設備、予算、人員、どれをとっても、つらい現状だ。

前項で述べた視聴覚センター・ライブラリーの役割を十全に果たすためには、とにもかくにも、基礎体力の充実が不可欠である。首長、教育長、相携えて視聴覚センター・ライブラリーの体力改善に取り組むことは、日本の公教育活性化の要だと言って良い。

平成 28 年度 文部科学省委託
「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」
(教育メディア等の普及に向けた教育委員会と首長部局の連携に関する調査研究)
報告書

2017 (平成 29) 年 3 月 24 日

一般財団法人 日本視聴覚教育協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-10-11 虎ノ門 PF ビル
TEL 03-3431-2186 FAX 03-3431-2192
URL <http://www.javea.or.jp/>
